

平成27年第4回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成27年12月1日（火曜日）

議事日程 第1号

平成27年12月1日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 6 | 発議第 6号 議員派遣の件について |
| 日程第 7 | 議案第 7 1号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 2号 みなかみ町スクールバス購入契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 7 3号 みなかみ町月夜野総合グラウンドサッカー場整備工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 7 4号 みなかみ町個人番号の利用に関する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 7 5号 みなかみ町農業委員会の委員の定数を定める条例について |
| | 議案第 7 6号 みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について |
| | 議案第 7 7号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 7 8号 みなかみ町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 7 9号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 8 0号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 8 1号 指定管理者の指定について（みなかみ町交流促進センター（太助の郷）） |
| | 議案第 8 2号 指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設（月夜野は一べすと）） |
| | 議案第 8 3号 指定管理者の指定について（みなかみ町フルーツ公園（桃李館）） |
| | 議案第 8 4号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野農村環境改善センター） |
| | 議案第 8 5号 指定管理者の指定について（第1号みなかみ町駐車場） |
| | 議案第 8 6号 指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館） |
| | 議案第 8 7号 指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曽公園） |
| | 議案第 8 8号 指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曽地区足湯） |
| | 議案第 8 9号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ） |

- 日程第15 議案第90号 平成27年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について
議案第91号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第92号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第93号 平成27年度みなかみ町下水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第16 一般質問

- ◇ 石坂 武 君 1. 職員の勤務状況について
2. 個人情報漏洩問題に係る本町の取組について
- ◇ 林 一彦 君 1. 谷川岳の環境問題(トイレ)の進捗状況と今後の展望について
2. こども安心安全パトロールについて
3. みなかみ町の観光促進について
- ◇ 原澤良輝 君 1. 活かせるか「町の総合戦略」
- ◇ 林 誠行 君 1. 高齢者の移動手段の確保について
2. キンメイチクについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋久美子君 | 2番 | 森健治君 |
| 3番 | 鈴木初夫君 | 4番 | 石坂武君 |
| 5番 | 小林洋君 | 6番 | 林誠行君 |
| 7番 | 中島信義君 | 8番 | 前田善成君 |
| 9番 | 阿部賢一君 | 10番 | 林一彦君 |
| 11番 | 山田庄一君 | 12番 | 林喜美雄君 |
| 13番 | 原澤良輝君 | 14番 | 高橋市郎君 |
| 15番 | 久保秀雄君 | 16番 | 小野章一君 |
| 17番 | 森下直君 | 18番 | 河合生博君 |

欠席議員 なし

会議録署名議員

1番 高橋久美子君 9番 阿部賢一君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 石田洋一 | 書記 | 本間泉 |
| 書記 | 田村勝 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 岸良昌君 | 副町長 | 鬼頭春二君 |
| 教育長 | 増田郁夫君 | 会計課長 | 高橋正次君 |
| 総務課長 | 増田伸之君 | 総合政策課長 | 増田和也君 |
| 税務課長 | 中島直之君 | 町民福祉課長 | 内田保君 |
| 子育て健康課長 | 高野一男君 | 生活水道課長 | 高橋孝一君 |
| 農政課長 | 原澤志利君 | 観光課長 | 澤浦厚子君 |
| まちづくり交流課長 | 宮崎育雄君 | 地域整備課長 | 上田宜実君 |
| 教育課長 | 岡田宏一君 | 水上支所長 | 林昇君 |
| 新治支所長 | 田村良一君 | | |

開 会

午前9時 開会

議 長（河合生博君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりお忙しいところ定刻までにご参集をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成27年第4回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（河合生博君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日より師走に入り、何かと慌ただしい年の瀬を迎えることとなります。既に町内で初降雪もあり、谷川岳も真っ白に化粧しております。本格的冬将軍の到来も間近に迫ってまいりました。

11月末の降雪は、まだ除雪出動とはなりませんでしたが、冬期の交通確保は地域住民の生活を左右する大変重要な業務であります。11月には国土交通省高崎河川工事事務所の主催で、群馬県下の国道除雪の出動式がみなかみ町の水紀行館で行われたところであります。町としても町道除雪のため、除雪センターが中心となり除雪車の整備も行い、準備に万全を期しているところであります。

9月18日からの議会閉会中も議員各位におかれましては、施策の推進や交流促進のため県内外へ多くの派遣や出張により調査活動を行っていただき、また、各常任委員会、特別委員会とも頻繁に開催され、施策の検討をいただきました。私がご一緒させていただいた日本大学生物資源科学部での全国農村サミットにも、議長、副議長初め多くの議員に参加いただきました。みなかみ町の積極的な参加に日本大学側から感謝をいただいたと同時に、多くの市町村と交流を進めることができました。

さて、みなかみ町新設10周年に当たっての記念事業をさまざまに展開させていただきましたが、10月4日に開催した記念式典を初め、多くの議員にご参加をいただき、順調に執行することができました。11月14、15日のウォーキングフェスティバルが主要事業の最後となりましたが、いずれのイベントにも数多くの町民に参加いただき、今後の町の発展に向けて意識を高められる効果があったと考えております。この間の議員としての格段の活動に改めて敬意を申し上げます。

さて、みなかみ町の地方創生の方向性を示したみなかみ町地方創生総合戦略は、当初計

画のとおり10月末に策定し、公表したところであります。今後はこの戦略を基本に部門別の推進委員会を立ち上げるなど、幅広い方々の参画をいただく中で具体的に事業を組み立て、みなかみ町の将来に向けたまちづくりを推進していきたいと考えております。

地方創生の関連では、群馬県でも総合戦略策定を進めておりますが、11月21日に群馬未来創生フォーラムが開催され、私もパネリストの1人として参加させていただきました。群馬県への地方創生への取り組みへの期待も述べさせていただきましたが、みなかみ町の総合戦略の策定の趣旨や方法について多くを述べさせていただいたところであります。今後とも群馬県との連携を意識し、支援をいただきながらまちづくりに努めてまいります。

また、地方自治体の役割、特に議会活動への理解を深めるという目的で中学生議会が開催されました。議長初め議員各位のご理解をいただき、この議場で開催させていただけたことは、参加した生徒にとって貴重な経験であり、中学3年時の大きな思い出になったことと思います。熱心に事前の準備をして質問してくれたことがうかがわれ、答弁に当たる我々執行部も通常の議会と同じように緊張して対応させていただいたところであります。これも、ほぼ全員の議員に傍聴していただき、いつもながら熱心な議員活動のあらわれと改めて感謝申し上げます。中学生への激励の意味も含め、彼らの真剣な意見の中で取り入れることができるものについては、町政に反映していきたいと考えております。

さて、本日の議会定例会に提案いたします案件は、条例7件、補正予算4件、その他12件であります。詳細につきましては後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（河合生博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名をいたします。

1番 高 橋 久美子 さん

9番 阿 部 賢 一 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（河合生博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月1日より10日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日より10日までの10日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（河合生博君） 日程第3、議長諸報告を行います。

9月の定例会後の9月18日以降の主な行事について報告いたします。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、委員の皆様方にご参加をお願いいたしまして、ご協力いただきましたことを申し添えます。

初めに、11月14日早朝、フランスのパリ市内において同時多発テロが発生し、少なくとも129人の尊い命が奪われました。誠に慚愧に堪えない次第であります。全ての犠牲者に対し、心から哀悼の誠を捧げ、衷心よりお見舞いを申し上げます。

9月定例会終了後、各小中学校の運動会、体育大会に議員の皆様方にご協力をいただき参加をいたしました。

9月27日にはみなかみ町町民体育祭、10月1日埼玉県比企郡ときがわ町の行政視察の受け入れ、4日はみなかみ町合併10周年記念式典を開催し、議員の皆様方の参加により関係者をお招きし、盛大に開催することができました。

5日から7日にかけて利根郡議長会の県外視察で兵庫県佐用町及び養父市の視察を行い、住民と行政の協働のまちづくり、災害に強いまちづくりについて、養父市は国家戦略特区の取り組みについてを視察を行いました。

8日には渋川下新田線期成同盟会に参加、13日にははるこども園で給食試食会に参加、その後、利根郡の定例議長会広域組合10月定例議員協議会に出席後、議会だより編集特別委員会の行政視察に宮城県石巻市に参加をいたしました。

10月15日群馬県町村議会議長会役員会及び退職者慰労会に参加、29日みなかみ町平和式典並びに戦没者追悼式に参加、翌30日群馬県町村議員研修会に参加後、群馬県町村議会議長会臨時理事会に出席し、議長会長の改選を行い、議長会長に榛東村議会議長金井佐則氏、副会長には甘楽町議会議長佐俣勝彦氏を選任いたしました。

31日にはみなかみ町秋季地域安全パレードに厚生常任委員長及びみなかみ町地区議員の皆様方に参加をしていただきました。

11月3日はみなかみ町文化祭に参加、翌4日、群馬県八社会情報交換会に山田産業観

光常任委員長とともに出席、10日はみなかみ町中学生議会が行われ、中学生の町に対する意見を聞かせていただきました。議会でもその意見を真摯に受けとめていきたいと思えます。

11日全国町村議会議長全国大会に参加、12日には沖縄県中部6市町村議長会の視察受け入れ、13日には全国過疎地域自立促進定期総会に参加、14日、15日みなかみウオーキングフェスティバルに参加、多くの議員の皆様方に参加をしていただき、盛大にとり行われました。

16日には郡の定例議長会及び広域11月定例議員協議会に副議長と参加、利根沼田学校組合議員協議会に参加をいたしました。

17、18日には厚生常任委員会による行政視察で、新潟県上越市で保健事業のデータヘルス計画について、翌日の岩手県西和賀町社会福祉協議会では、お年寄り宅配見守り事業の現地視察に参加、19日には天神平スキー場オープン安全祈願祭に参加、翌午後7時から中学生海外派遣事業報告会に出席、20日は群馬県町村議会議長会臨時総会が開催され、さきに選任していた会長に榛東村議会議長金井佐則氏、副会長に甘楽町議会議長佐俣勝彦氏が承認され、その後同所において群馬県知事との懇談会に出席をいたしました。

22日には第35回全国中学生人権作文コンクール表彰式に参加、翌23日第56回利根沼田ロードレース大会に参加、25日は徳島県北島町行政視察の受け入れ、議会の活性化について説明を行いました。

25日は第4回利根郡利根沼田学校組合議会定例会が行われ、さきの第3回の議会において可決された学生寮設置運営にかかわる債務負担金額7億5,000万円にかかわる学生寮建設資金について、学校組合財産無償貸付議案が提出され、学校用地8,097平米のうち2,991.63平米を大和リース株式会社群馬支店に、平成48年3月31日まで無償貸し付けが行われることが可決されました。

27日には学生寮建設に伴う地鎮祭が行われ参加、その後2日間神奈川県藤沢市で行われた全国農村サミットに参加、その後28日には都内で行われたオリンピック・パラリンピックシンポジウムに参加をいたしました。

その他の日程につきましては、事務局でご確認くださいようお願いを申し上げ、議長諸報告といたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（河合生博君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

議会だより編集特別委員会委員長中島信義君。

（議会だより編集特別委員長 中島信義君登壇）

議会だより編集特別委員長（中島信義君） これより議会だより編集特別委員会の委員長報告をさせ

ていただきます。

議会だよりは、日々、毎月等々、研修というんですか、そういった形で活動しておりますので、ちょっと長くなりますけれども、ことし2月以降の報告をさせていただきます。

議員の皆様もご存じと思いますが、議会だよりの発行は定例会終了後、年4回が基本であります。議会の動静並びに議会活動及び各委員会の視察研修の内容などを町民の方々へお知らせ、お伝えするのが目的であります。

平成27年2月1日発行の39号までは、定例議会終了後の翌々月の1日に発行できるように取材、あるいは編集作業を進めてまいりましたが、議会だより全国研修会や、県内での研修でも、講師より発行はできるだけ早いほうがよいとの進言をいただいております。また、全国に約900ある町村自治体の議会だより編集委員会は、議会終了後翌月の中旬に発行しているのが多く見受けられました。

我々の委員会も、翌月の15日に発行できないか協議を重ね、平成27年3月定例議会終了後の40号より翌月の15日を目指して編集作業を進めました。印刷に要する日にちを除くと十七、八日ほどで5回ないし6回の編集委員会を要します。そのたびに、資料の提出をいただく議員の方々には無理難題をお願いいたしました。何とか半月早め、15日の発行日に間に合わせることはできました。この場をおかりしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、15日に発行しようとした理由があります。それは、議会広報が毎月1日に発行しており、議会報と重なっていました。議会だよりは15日にできないかという町民の声もありました。次の41号と42号も編集作業を進めてまいりましたが、結構この日にちでは忙しいです。現在は、18ページか20ページが主ですが、これからの情報等々の増によるとページをふやすこともあり得ると思っております。となると、予算にも関係いたしますので、これは検討してまいりたいと思います。

次に研修ですが、7月8日、都内の全国町村議員会館においてグラフィックデザイナー長岡光弘先生の議会広報のクリニックを受講いたしました。クリニックを希望した議会だより広報紙は、全国より67の町村です。群馬県は、榛東村、高山村とみなかみ町でした。

これは、そのときのクリニックをいただいた40号のこの議会だよりであります。これをクリニックしていただきました。他町村の表紙は、ほとんどの表紙が人物、要するに子供の写真ですかね、そういったのがほとんどですが、みなかみ町は自然が多く、すばらしい景観を表現してまいりたいと思っております。もちろん、人物の表紙も考えております。

今回の40号クリニックでは、当然、苦言、提言もありましたが、高い評価をいただいたのも事実であります。10月15日発行の42号より、表紙のメインの「議会だより」という題字を平仮名の「みなかみ」に変えました。賛否はいろいろありますが、今後も研究、検討を重ねてまいりたいと思います。

10月13日には、山形県川西町で議会広報編集委員会との研修をしてまいりました。そして、14日は宮城県石巻市の復興状況の視察をしてまいりました。

13日の山形県川西町は、平成26年度全国議会だより広報紙、全国トップの最優秀に選ばれました。過去にも3回優秀賞に選ばれた実績と実力紙でもあり、今回の研修先とい

たしました。川西町の役場にて、加藤議長さん、議会広報常任委員会の佐々木委員長さんより歓迎のお言葉をいただいた後、委員3名と事務局1名と我々8名で忌憚なく率直な意見交換をさせていただきました。写真の撮り方、レイアウト、そして文章など、我々の編集作業にない手法を数多く知ることができました。直ちに我々の編集作業に生かすのは難があるものはありますけれども、少しずつ、一段ずつであります、進めてまいりたいと思います。

最後に、川西町の佐々木委員長さんより、いいところや役に立つところは盗んで模倣してくださいとの言葉もいただきました。また反面、厳しい批判もいただき、少しショックもありました。こうした研修を無駄にせず、1号ごとに研さんしていく決意であります。ありがとうございました。

次の日の14日は、宮城県石巻市へ津波被災地の復興状況などを視察、研修いたしました。みなかみ町より派遣職員として赴任されている篠田さんのご案内で、被災地を広く見渡せる日和山公園に行き、そこで市職員、復興政策部復興政策課課長補佐のナカムラさんより、被災された市民の声を大切にしながら事細かな復興計画や意気込みの説明をいただきました。膨大な費用と時間がかかること、地盤沈下で下水が自然流出しないなど、数多くの難題に取り組んでいる職員の姿を目の当たりにいたしました。住民と行政一体となり、一步一步復興への道のりを進んでいる石巻市へ心より激励を送り、遠くの地からではありますが、応援しなければならないと思います。頑張ろう、石巻です。

次に、11月27日、先日でありますけれども、前橋の県市町村会館において、編集出版アドバイザー芳野正明様より、住民に読まれ、議会活動が伝わる議会だよりの編集についての研修会に参加いたしました。住民に伝える、伝わる、そういった議会だよりでなければならない、この広報を活用して、住民の方々が議会への関心を高めていただき、議会への参加と監視を促していく、その努力を惜しまないでくださいとでありました。

こうした研修会に参加するたびに、我々に足りないところ、新たに取組まなければならない課題を勉強いたしました。

最後になります、利根商業高校パソコン部より毎号助言提言などをいただき、少ないですけれども紙面に反映させております。このパソコン部も最近では各方面での活躍が新聞等で報道され、大変忙しいと聞いております。今後も若きアドバイザーとしてのご協力をお願いしていきたいと思います。

これからも住民に読まれ、親しんでいただける議会だよりを目指してまいります。また、議会の方々にも助言や提言、そして情報提供などがありましたら、ぜひともご協力をお願いいたします。

以上をお伝えし、議会だよりの編集特別委員会の委員長報告といたします。

議長（河合生博君） 以上で議会だよりの編集特別委員会委員長中島信義君の委員長報告を終わります。

続きまして、厚生常任委員会委員長小林洋君。

（厚生常任委員長 小林 洋君登壇）

厚生常任委員長（小林 洋君） 厚生常任委員長小林洋君。

11月17日、18日に行いました厚生常任委員会の視察研修についてご報告申し上げます。

まず初めに、11月17日新潟県上越市健康福祉部国保年金課について申し上げます。

目的ですが、データヘルスに基づく健康寿命の延伸と生活習慣病予防を通じての医療・介護給付費の削減への取り組みの調査研究。

内容といたしましては、まず、平成23年当時の上越市の状況であります。介護給付費が年7%から9%増で推移、保険料も全国で3番目、要介護者の重症化傾向と認証の増加、40歳から50歳の介護認定率も高水準で推移している、1人当たりの医療費も県内高水準であるを踏まえて、上越市の取り組みですが、まず、健康福祉政策の転換、予防を通じて医療費と介護給付費を削減する、問題解決に向け効果分析に基づき事業を変更した。

その事業変更であります。事業だけでは改善しないということ踏まえて、国の情勢、法律を確認し、国の事業を理解する、地域の実態に合っているのか、課題を改善させるために何が必要なのか、医療、疾病、介護、健診の有所見状況をKDB、国保データベース等を利用して分析し、状況を把握し、健康課題を共有する、また、組織の縦割りの排除と専門職の集約、専門職の力量形成と事務職の意識改革、連携ワーク、役割分担の意識で行うというご講義でした。

課題としては、今後、働いている世代への予防として協会健保、また地域医師会との連携が必要であるというお話でした。上越市ですが、結果、社会保障費等高どまりになり、改善方向に向かっているというお話でした。

次に、翌18日、岩手県西和賀町社会福祉協議会。

目的ですが、高齢者見守り及び介護の支援の効率化と持続に向けた取り組みの研究視察であります。

内容といたしまして、また、状況でございますが、西和賀町、高齢化率43%、我が町と似ていまして豪雪地帯である。6年前に町内の移動販売がありましたが、廃止になった。隣の町から、岩手県なんです。隣の秋田県の市のほうが近いらしくて、そこから巡回販売があったらしいんですが、販売箇所が決まっていて、山道を3キロ歩く高齢者もいたというところで持続できなかつた。町内業者の移動販売の復活の要望もありましたが、人口減の需要減、移動コスト、販売車両の維持コスト等の問題により現実に復活できなかつた。

そこで、問題解決のために始まったのがまごころ宅急便であります。内容は、登録された高齢者から社会福祉協議会が電話で注文を受け、地元のスーパーでピッキング、商品をヤマト便が自宅まで配送し、安否確認の情報を送信する。仕組みですが、午前10時までに登録者、利用者が社協に電話で注文をする、定番チラシを配布しておき、注文品の量はクール仕様の既定サイズの箱におさまる量、食料品を中心にしたもの、配送料1箱540円、それを社協が個別に取りまとめスーパーに注文する。スーパーが注文ごとに箱詰めし、クロネコヤマトが午後1時に集荷する、依頼者に5時までに配送、現金決済をし、ドライバーが社協へお元気情報を連絡すると。

業者と社協がかかわる理由ですが、注文者の状態、状況を把握している、助言等に

より過剰発注を防ぎ、高齢者の摂取量に見合った注文調整ができると。また、誤注文、誤発送、頼んだ、頼んでない等の苦情発生時の緩和剤の役目を果たし、買い、売り、双方の安心体制とコーディネートが必要であるからと、必須であるというお話でした。

以上の事業を始めて、それから見えたことでありますが、社協の地域分析が重要、地域住民の生活実態を明らかにし、何を不便だと感じていて、また、その感じている世帯ごとの割合であるのか、それを調査し、地域の状況に応じた支援をすることが重要であるということでした。

終わりになりますが、今回の研修での共通点は、どこも現状分析をし、地域に見合った政策展開を行っている。まず自分の地域を知り、何が必要なのか、それを的確に政策に反映しているということでありました。また、このたびご講義いただきました上越市保健福祉部国保年金課の保健師コバヤシ様、また、西和賀町社会福祉協議会事務局長のタカハシ様、お二方のお話を聞いておまして、やはり仕事に取り組むプロ意識と使命感あふれる姿を見させていただきましてつくづく感じたのは、我が町も地方創生に取り組んでおりますが、人づくり、また人材育成の重要性を非常に強く感じた研修視察でありました。

以上、厚生常任委員会のご報告とさせていただきます。終わります。

議長（河合生博君） 以上で厚生常任委員会委員長小林洋君の委員長報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（河合生博君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、受理いたしました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（河合生博君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いをいたします。

日程第6 発議第6号 議員派遣の件について

議長（河合生博君） 日程第6、発議第6号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙議員派遣表のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第7 議案第71号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（河合生博君） 日程第7、議案第71号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第71号についてご説明申し上げます。

平成22年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律に基づきまして、本みなかみ町は過疎地域に指定され、過疎対策事業債等の財政上の特別措置を受けられるようになっております。本町では、平成22年から平成27年度を期間とするみなかみ町過疎地域自立促進計画を策定しておりますが、今年度で計画期間が終了するため、引き続き特別措置を受けられるように新たに平成28年度から5年間の計画を策定することとしております。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により群馬県が定める群馬県過疎地域自立促進方針に基づき、あらかじめ県との協議を得て定める必要があります。既に県との協議が終了しておりますので、本議会へ提案するものであります。

計画策定の考え方としては、これまでのみなかみ町過疎地域自立促進計画を引き継ぎ、第1次みなかみ町総合計画の基本目標であります「産業が育ち持続する町」、「誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち」、「豊かな自然と共生するまち」、「交流による魅力と活力にあふれるまち」、「豊かな心と文化を育むまち」、「住民とともに歩む健全なまち」の実現に向けて、過疎地域対策事業債を最大限に活用できるように計画しております。

さらに、今10月に策定しました「みなかみ町、まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標であります「地場産業を振興させ、魅力的で安定した雇用を創出する」、「本町への新しい人の流れをつくる」、「若い世代が安心して暮らし、結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる」を実行する事業を加えております。恵まれた豊かな自然を生かしつつ、町民と都市住民双方にとってかけがえのない地域であるとの観点から、町の基幹産業である観光と農業の振興を図るとともに、子育て支援の充実など計画しております。この計画を議決していただきました後、国や県の財政支援を受けながら過疎対策事業債を計画的に活用してまいります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第71号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第71号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の策定については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の策定については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第8 議案第72号 みなかみ町スクールバス購入契約の締結について

議長(河合生博君) 日程第8、議案第72号、みなかみ町スクールバス購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第72号、みなかみ町スクールバス購入契約の締結についてご説明申し上げます。

現在、スクールバスとして21台のバスを運行しております。安全な運行を行うために計画的な更新を図っているところでありますが、今回新たに購入するスクールバスは、月夜野地区の児童生徒を送迎しております29人乗りのスクールバス1台を更新しようとするものであります。冬季間の運行の安全上の配慮から、この車両は4輪駆動が適当であると判断したところであります。

なお、現在4輪駆動仕様のマイクロバスは三菱ふそうトラック・バス株式会社1社のみ取り扱っており、また、代理店販売は行っておりません。11月26日に見積り入札した結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社が853万2,000円にて落札となりましたので、購入契約するに当たり地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第72号について質疑はありませんか。

原澤さん。

13番(原澤良輝君) 1社しか製造していないということで、1社の見積りというふうになりましたけれども、前に買ってある21台のうち、この同じような状態のはあるのかということと、予定価格がつくってあれば教えてください。

議長(河合生博君) 教育課長。

(教育課長 岡田宏一君登壇)

教育課長(岡田宏一君) お答えします。

平成23年度だったと思うんですが、4WDの車両が三菱のみで製造していたというこ

とで、以前も1社しかない4WDを買うときはこういう見積入札で随意契約をさせていた
だいています。今回の予定価格は税抜き価格で800万円になっております。

よろしく願いいたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

これより議案第72号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、みなかみ町スクールバス購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号、みなかみ町スクールバス購入契約の締結については、原案のと
おり可決されました。

日程第9 議案第73号 みなかみ町月夜野総合グラウンドサッカー場整備工事請負契約の締
結について

議長（河合生博君） 日程第9、議案第73号、みなかみ町月夜野総合グラウンドサッカー場整備
工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第73号についてご説明申し上げます。

月夜野総合グラウンドサッカー場につきましては、昭和45年に多目的運動広場として
建設された施設であります。今年度、t o t oの助成金を活用し、人工芝サッカーグラウ
ンドとして、住民が気軽にスポーツを楽しむ拠点として整備をするものであります。11
月26日に指名競争入札に付し、杉木土建株式会社が1億6,740万円にて落札となり
ましたので、請負契約をするに当たり地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議
会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第73号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第73号、みなかみ町月夜野総合グラウンドサッカー場整備工事請負契約の締結についての質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定をいたしました。

日程第10 議案第74号 みなかみ町個人番号の利用に関する条例について

議長(河合生博君) 日程第10、議案第74号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第74号、みなかみ町個人番号に関する条例についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行され、平成28年1月1日より個人番号、いわゆるマイナンバーの利用が開始されます。各行政機関で、同法別表2に掲げる個人番号利用事務を行う場合の各業務間における情報連携に関しては、同法第19条第7号により規定されております。町が同一機関内で行う個人番号利用事務における情報連携については、同法第9条2項により条例で制定する必要があります。この条例は、町で保有するマイナンバーを含む特定個人情報をも町が実施する個人番号利用事務で情報連携を可能とすることにより、スムーズな行政手続が実現できるよう新たに制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第74号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番(原澤良輝君) 9条2項というのがあると思うんですけども、これは利用範囲を指定していると思うんですけども、具体的には教育委員会というふうな話があったんですけども、実際はそれだけなのか。そのほかにある。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) お答えいたします。

今回の条例制定につきましては、町長部局並びに教育委員会のみでございます。要は庁

内にある情報を連携して使えること、使える要件としての条例制定でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

原澤君。

13番（原澤良輝君） それだけですと、ちょっとわかりづらいんですけども、もう一つ、既にマイナンバーをこちらのほうから実施機関のほうに提供はしてあるんですか、提供というか資料は提供してあるんですか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 設置機関といますか、失礼しました、まだ提供はしておりません。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。

これより議案第74号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

6番林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 議案第74号、個人番号の利用に関する条例について反対討論をさせていただきます。

頼んでもいない番号を送りつけ、自分で管理させるマイナンバーは、町民、国民にとって利便性はありません。マイナンバーで別の機関から情報を取り寄せるので、申請書類が減るといいますが、行政の窓口を一本化すればたらい回しなしでサービスが向上し、便利になるというのは政府の誇大広告です。所得や社会保障の給付状況を行政側が簡単に把握するため、特定の個人を識別する番号をつけるものです。

1つの番号でいろいろな情報が集められるので、行政には便利な制度です。国民の利便性から出発した制度でないので、メリット感はありません。設備や運用に多額の経費がかかり、喜んでいるのは国とIT関連産業業界だけです。無駄な制度はきっぱりやめ、IT技術はもっと市民に喜ばれる仕組みづくりに使われるべきであることを申し上げ、反対討論を終わります。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第74号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例ついてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第74号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例については、可決されました。

- 日程第11 議案第75号 みなかみ町農業委員会の委員の定数を定める条例について
 議案第76号 みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について
 議案第77号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第78号 みなかみ町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第11、議案第75号、みなかみ町農業委員会の委員の定数を定める条例についてから、議案第78号、みなかみ町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第75号から議案第78号まで関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案第75号、みなかみ町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月に成立し、農業委員会等に関する法律についても一部が改正されたことから、第8条第2項の規定により、みなかみ町農業委員会の委員の定数を定めようとするものであります。また、農業委員は選挙制から町長による選任制となることから、現行のみなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は、現委員の任期終了の日をもって廃止することとするものであります。

次に、議案第76号、みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、8月に可決された農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに農地利用最適化推進委員の設置が規定され、法第18条第2項の規定により、みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定めようとするものです。

次に、議案第77号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い新たに設置されます農地利用最適化推進委員に法第25条の規定により報酬を支払い、また、職務を行うために要する費用を弁償するため、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に推進委員を加える一部改正をするものであります。

農業委員と同等の立場であることから、同額の年額18万円とするものです。

次に、議案第78号、みなかみ町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この条例の改正は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が9月4日に公布されたことに伴い、農業委員会等に関する法律についても一部改正されたことから、条ずれが生じたため一部改正を行うものであります。

議案第75号から議案第78号まで一括してご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第75号について質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 農業委員の定数を定める条例というふうなことなんですけれども、76号で農地の最適化推進委員の問題も出ていますけれども、この農業委員と最適化推進委員というのは上下関係みたいなのはあるんでしょうか。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えする前にすみません、もう一度お願いできますか。ちょっと最後の言葉がわからなかったものですから。

13番（原澤良輝君） 農業委員と最適化推進委員の上下関係みたいなのはあるんでしょうか。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） 上下関係ですね。

最適化推進委員は、農業委員会の定例会における議決権は有さないんですけれども、国においては同等の立場と言われておりますので、お互いが連携して業務に当たっていただくものと考えております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第75号の質疑を終結いたします。

次に、議案第76号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第76号の質疑を終結いたします。

次に、議案第77号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第77号の質疑を終結いたします。

次に、議案第78号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第78号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより議案第75号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

(13番 原澤良輝君登壇)

13番(原澤良輝君) 13番原澤良輝。

農業委員会の委員の定数を定める条例について反対討論を行います。

3月の議会でも教育行政に関する国の法律が変わり、町関係条例も変えて、教育長は町長の任命制に、町長が設置する総合教育会議には教育委員会が参加すると、町の教育委員会が出席することになりました。さきの国会で、安全保障関連法案の成立など立憲主義を踏みにじられる中で、町の意向にかかわらず国の教育への政治介入の強化が心配されるところです。

攻めの農業、農村所得倍増戦略を掲げて、さきの選挙で多数をとった安倍政権が、公約違反のTPP参加を前提に農林水産業、地域の活力創造プランを打ち出しました。担い手に8割の農地を集積、米のコスト4割削減、5万の法人経営体と農業の成長産業化に向け、農協改革と農業委員会改革推進を打ち出しました。水田の10アール当たり1万5,000円の支払いをゼロにして、それから補填金もなくすということになりますと、50ヘクタール規模の大規模でも赤字の経営が試算をされています。

飼料米の需要増を見込んで所得を倍増させるということになっていますけれども、畜産が輸入食料で潰れてしまえば、その飼料米の所得増計画もなくなってしまいます。TPPに便乗して多数の農家を農業から追い出せば、地域を支える家族農業がなくなり、水路や道路、これを維持することができなくなります。

今求められているのは、TPPに参加をやめ、農産物の輸入をコントロールして、生産費を償う価格保証と所得保証を組み合わせた経営安定策をすることが重要だというふうに思います。関係機関が取り組むことは、このことではないかというふうに思います。

農業委員は農家と国民の立場に立って、農地の番人として、その役割が非常に大きな期待をされています。農業委員の選出方法が選挙から町長の任命制になること、定数が半数に減ることは、TPP大筋合意で不安が広がっている農家の生産意欲をそいで、食料自給率の低下を招き、安全保障の面からも好ましいことではありません。

攻めのアベノミクスのせいで攻め落とされるのは地域の、日本の農家です。農家を守り、農業を守る農業委員を削減することには反対であることを申し上げて、反対討論とします。

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第75号の討論を終結いたします。

議案第75号、みなかみ町農業委員会の委員の定数を定める条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第75号、みなかみ町農業委員会の委員の定数を定める条例については、

可決されました。

議長（河合生博君） これより、続きまして議案第76号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝。

議案第76号、農地集積最適化推進委員の条例について反対討論を行います。

75号の農業委員の削減を求める条例と同じ理由ですけれども、農業委員を減らすというふうなことは、農業委員の重大な役割がなくなるというふうなことで、この条例に反対をいたします。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第76号の討論を終結いたします。

議案第76号、みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第76号、みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例については、可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第77号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝。

議案第77号、特別職職員の非常勤のものの報酬及び実費弁償に関する条例の改正に反対をいたします。

議案第75号の農業委員会の委員の定数を定める条例と同じ理由になります。農業委員の定数を減らすことに反対ということで、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第77号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

議 長（河合生博君） 議案第78号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。

議案第78号、みなかみ町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号、みなかみ町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

日程第12 議案第79号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議 長（河合生博君） 日程第12、議案第79号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第79号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、関連するみなかみ町税条例の一部を改正しようとするものであります。主な改正内容は、徴収の猶予及び徴収猶予の期間の延長にかかわる徴収金の分割納付及び納入方法等、固定資産税の減免にかかわる規定整備及び番号制度開始に伴う所要の改正であります。また、旧3級品製造たばこにかかわる特別税率の段階的廃止にかかわる経過措置を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第79号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第79号の質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第79号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第79号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第80号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第13、議案第80号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第80号についてご説明申し上げます。

平成27年5月20日に株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律が可決成立し、平成27年10月1日に施行されることとなりました。

主な改正内容は、中小企業者の定義及び小規模事業者の定義にNPO法人が追加され、NPO法人も信用保証の対象となるものであります。これにより、小口資金融資においてもNPOを対象とすることが可能となりましたが、群馬県においてはNPO法人への支援策としてNPO活動支援整備資金制度があり、既に法改正の趣旨であるNPOへの信用保証が対応できている状況にあります。このため、当面小口資金については県下全市町村で足並みをそろえてNPO法人を対象に含めないことになりました。よって、各市町村の小口資金融資促進条例については定義の条項に規定された号数のみの法律に沿った形で改正するものであります。

なお、本条例第1条目的において、この条例は群馬県と連携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、町内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進するとともに、町内中小企業の振興を図ることを目的とするとしており、群馬県と連携して運用することを基本としているところでもございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第80号について質疑に入ります。

15番久保君。

15番(久保秀雄君) 今の町長の説明の中で、NPO法人は除外をすると、こういう趣旨の説明が

あります。今までも小口融資制度というのは町でも扱ってきています。従来取り扱い方とどこか具体的に変わるところがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） 今回の条例の改正の趣旨は、信用保険法の改正に伴って、本来であればNPOも小口融資の対象とすることができるんですけども、群馬県においては既に違う制度でNPOの支援制度があるということでございますので、県下足並みをそろえて小口からはNPOを対象としないということでございまして、今までの審査の方法については何ら変わるものでございません。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

これより議案第80号について討論に入ります。

まず原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第80号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を10時30分に再開いたします。

（10時15分 休憩）

（10時30分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第14 議案第81号 指定管理者の指定について（みなかみ町交流促進センター（太助の郷））

議案第82号 指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設（月夜野は一べすと））

議案第83号 指定管理者の指定について（みなかみ町フルーツ公園（桃李館））

議案第84号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野農村環境改善セン

ター)

議案第85号 指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場)

議案第86号 指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)

議案第87号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯檢曾公園)

議案第88号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯檢曾地区足湯)

議案第89号 指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)

議長(河合生博君) 日程第14、議案第81号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター(太助の郷))から議案第89号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)についてまで、以上9件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第81号から議案第89号まで、いずれも指定管理者の指定についてでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第81号、みなかみ町交流促進センター太助の郷につきましては、開所以来、地元の太助の郷農産物生産者の会によって良好に管理されてきた経緯がありますので、引き続き指定管理者として特例指定しようとするものであります。

指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間、指定管理料につきましては、現在と同額の150万円とする考えであります。

次に、議案第82号、みなかみ町産地形成促進施設月夜野は一べすとについてご説明申し上げます。

この施設につきましては、現在株式会社月夜野は一べすとが管理を行っており、平成12年より株式会社月夜野は一べとの前身である農産物直売所利用組合の取り組みを継承し、良好に管理されてきておりますので、引き続き指定管理者として特例指定しようとするものであります。

この施設についても同様に、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間と考えております。なお、指定管理料につきましては、株式会社化したことに伴う法定福利費などのコスト増を考慮し、348万円とする予定であります。

次に、議案第83号、みなかみ町フルーツ公園桃李館についてご説明申し上げます。

この施設は、現在一般財団法人みなかみ農村公園公社が管理しております。施設は主に果樹栽培を通じた観光農業を目的に整備されたものでありまして、果樹の試験栽培はもとより、平成26年度からは新巻果樹生産組合から果樹園の管理を譲り受けており、継続してフルーツ公園の一体的な管理をしていく必要がありますので、引き続き指定管理者として特例指定しようとするものであります。

この施設についても同様に、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間と考えております。なお、指定管理料につきましては、現在と同額の320万円を予定しております。

次に、議案第84号、みなかみ町月夜野農村環境改善センターについてご説明申し上げます。

月夜野農村環境改善センターは、現在みなかみ町商工会が管理しております。合併当時から商工会の事務局が置かれた経緯があるなど施設を熟知しており、良好に管理されている状況であることから、引き続き指定管理者として特例指定しようとするものであります。

この施設につきましても、同様に平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間と考えております。指定管理料につきましては、現在と同額の224万円を予定しております。

次に、議案第85号、第1号みなかみ町駐車場についてご説明申し上げます。

この駐車場は大穴区にある町営駐車場であります。この施設におきましても、長らく地元大穴区によって良好に管理されており、引き続き指定管理者として特例指定しようとするものであります。

この施設につきましても、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間と考えております。指定管理料につきましては、現在と同額の34万円を想定しております。

次に、議案第86号、みなかみ町永井宿郷土館についてご説明申し上げます。

この施設につきましては、資料館として利用している展示室と永井区の集会所として利用している休息室からなっており、開設当初から地元の永井区が管理してきた経緯があります。これらのことから、引き続き指定管理者として特例指定しようとするものであります。

この施設の指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間を考えております。指定管理料につきましては、現在と同額の50万円を予定しております。

次に、議案第87号、みなかみ町湯桧曾公園についてご説明申し上げます。

この施設は、町の都市公園の1つで、現当地元住民有志で結成されたゆびそ塾が管理しております。雪祭りやマスのつかみどり等のイベントを行うなど積極的な活動を展開し、良好に管理されております。これらのことから、引き続き指定管理者として特例指定しようとするものであります。

この施設につきましても、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3カ年と考えております。指定管理料につきましては、現在と同様の40万円を予定しております。

次に、議案第88号、みなかみ町湯桧曾地区足湯についてでございますが、この施設につきましても、現在湯桧曾公園と同様にゆびそ塾が管理しております。湯桧曾公園と同じく積極的かつ弾力的な施設の管理が期待できることから、引き続き指定管理者として特例指定しようとするものであります。

この施設の指定管理期間も、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間を考えております。なお、指定管理料につきましては、現在と同額の13万6,000円を想定しております。

最後に、議案第89号、みなかみ町月夜野学童クラブについてご説明申し上げます。

この施設につきましては、現在保護者会役員、地元区長、地域の方々を交えた任意団体であります月夜野わんぱくクラブ運営委員会が管理しております。現在に至るまで良好に管理されており、利用者アンケートでも高い満足度を得ており、今後も良好な管理が期待できることから、指定管理者として特例指定しようとするものであります。

この施設の指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間を考えております。指定管理料につきましては、群馬県の補助金要綱の基準に準じて毎年度改定している関係がございますが、現時点では713万7,000円前後と予定しております。

以上、指定管理者の指定についてご説明申し上げましたが、指定管理者の選定につきましては、先日の11月12日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催いたしまして、その結果を踏まえてご提案させていただいております。それぞれの施設につきまして総括いたしますと、現在運営目的に沿った形で専門的知識や技術をもって適切に管理されていることから、指定管理者選定の特例により、引き続き現在管理している指定管理者を指定させていただこうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第81号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第81号の質疑を終結いたします。

次に、議案第82号について質疑はありませんか。

3番鈴木君。

3番（鈴木初夫君） 議案第82号について質問させていただきます。

ここでは指定管理料が348万円ということですが、これについては議決案件には入っていないということですが、ここは矢瀬親水公園道の駅になっておりまして、4年間348万円ということですが、電気料や水道料が上がった場合、この料金の見直しはあり得るのか、その辺をお伺いしたいと思います。ただ、もし電力料等が値上がりしますと節電という部分で公園の電気等が消えてしまうと、そこに来るお客さんも大変不便を来すような気がしますので、この指定管理料の見直しをやる可能性があるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

特段の不測の事態があれば、また料金を上げるということはあるかもしれませんが、とりあえずこの4年間につきましては、348万円の指定管理料で維持していくということで考えております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

林君。

12番（林 喜美雄君） ここ何件か出ているこの管理料の料金、これは1年間ですよ。そこのと

ころは説明してくれないとちょっと誤解が生じると思いますので。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 失礼いたしました。先ほど、提案理由でご説明しました指定管理料については、全て1年間ということで申し上げております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第82号の質疑を終結いたします。

次に、議案第83号について質疑ありませんか。

9番阿部賢一君。

9番（阿部賢一君） 質疑になるかどうかは別として、確認を含めて申し上げたいと思います。

この、（桃李館）とあるんですけども、何年か前、看板がドールランドみなかみに大きく変わっております。私どもにしてみますとドールランドみなかみというイメージが強いんですけども、この桃李館というのが正式な名称でよろしいのか。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

条例上は桃李館という形になってございますので、提案する場合にはフルーツ公園桃李館という形になると思います。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第83号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第84号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第84号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第85号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第85号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第86号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第86号の質疑を終結いたします。

次に、議案第87号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第87号の質疑を終結いたします。

次に、議案第88号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

次に、議案第89号について質疑ありませんか。

4番石坂君。

4番(石坂 武君) この第89号ということでは必ずしもないんですけども、81号から9号までの間で、指定期間が5年、4年、3年というふうに分かれておりますけれども、その辺の内容についてもっと説明いただきたいと思います。

議長(河合生博君) 総合政策課長。

(総合政策課長 増田和也君登壇)

総合政策課長(増田和也君) 今のご質問にお答えいたします。

基本的には、今までの方法ですと最初に指定になったときは3年というのが基本でございます。その後その管理状態等を見まして、それを延ばしても大丈夫だという安定的なものがあるとか、そういったもので、委員会で4年間あるいは5年間と各施設ごとの期間を見ております。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

議長(河合生博君) これより議案第81号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第81号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター(太助の郷))についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第81号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター(太助の郷))については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 次に、議案第82号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第82号、指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施設(月夜野はべすと))についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第82号、指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施設(月夜野は一べすと))は、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 続きまして、議案第83号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第83号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館))についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第83号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館))は、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 次に、議案第84号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第84号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境改善センター)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第84号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境改善センター)は、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 続きまして、議案第85号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第85号、指定管理者の指定について（第1号みなかみ町駐車場）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号、指定管理者の指定について（第1号みなかみ町駐車場）は、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第86号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第86号、指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号、指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）は、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第87号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第87号、指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曾公園）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号、指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曾公園）は、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第88号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第88号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯檜曾地区足湯)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第88号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯檜曾地区足湯)は、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 次に、議案第89号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第89号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第89号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)は、原案のとおり可決されました。

- 日程第15 議案第90号 平成27年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について
議案第91号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第92号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第93号 平成27年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(河合生博君) 日程第15、議案第90号、平成27年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)についてから、議案第93号、平成27年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第

1号)についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第90号から93号まで補正予算4件、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第90号について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億8,666万7,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、2款総務費、1項総務管理費3,847万4,000円の増額は、ふるさと納税推進事業1,523万6,000円、みなかみ・水・「環境力」基金管理事業2,000万円が主なものであります。3項戸籍住民基本台帳費358万5,000円の増額は、住民基本台帳管理事業等であります。

4款衛生費、2項清掃費334万6,000円の増額は、合併処理浄化槽普及推進事業が主なものです。

6款農林水産業費、1項農業費2,503万2,000円の増額は、中山間地域等直接支払事業591万2,000円、小規模農業生産基盤保全整備事業1,900万円の増額が主なものであります。2項林業費は、林業専用道整備費負担事業400万円の増額であります。

7款商工費、1項商工費は、住宅新築改修等補助金交付事業1,000万円の増額が主なものです。2項観光費534万円の増額は、11月に行った中学生議会での提案のあった、中学生に幅広く町内の施設を知ってもらうための観光情報広告宣伝費に100万円のほか、名胡桃城址竣工イベントとしての歴史を活かしたまちづくり事業140万円、さらに、猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業258万円等であります。

9款消防費、1項消防費は、緊急情報伝達システム整備事業2,034万円の増額が主なものです。

10款教育費、4項高等学校費5,458万6,000円の減額は、利根沼田学校組合地方交付税交付事業です。

12款公債費、1項公債費は、地方債元金償還事業4,600万円及び地方債利子償還事業1,481万7,000円の減額であります。

財源となる歳入補正の主な内訳ではありますが、国庫支出金3,163万1,000円の減額は、道路橋梁費補助金が主なものです。

県支出金500万円の増額は、中山間地域等直接支払事業補助金420万円、小規模農村整備事業補助金180万円の増と、千客万来支援事業補助金100万円の減によるものです。

寄附金2,790万円の増額は、一般寄付金790万円、ふるさと寄附金2,000万円であります。

繰入金は、猿ヶ京温泉給湯施設基金繰入金258万円です。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第91号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,764万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,264万3,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、11款諸支出金2,764万3,000円の増額は過年度分国庫負担金等の返還確定によるものであります。

財源となります歳入補正につきましては、9款繰越金2,764万3,000円の増額であります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第92号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、歳入歳出の総額を11億360万円とするものです。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費620万円の増額は、消費税及び還付金の増額です。

2款下水道事業費、1項公共下水道費290万円の増額は、公共下水道建設事業費及び維持管理費の増額が主なものです。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金600万円の増額は、公共下水道区域外流入工事受益者負担金です。

また、6款繰越金410万円の増額であります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

次に、議案第93号についてご説明申し上げます。

収益的支出を51万8,000円増額し、総額4億3,351万8,000円とするものです。

その主なものは、上水道事業費用の営業費用370万4,000円の増額、同じく簡易水道事業費用の営業費用278万6,000円の減額であります。

次に、資本的収入であります。200万円を増額し、総額9,000万円とするものです。これは、群馬県が発注する小和知地区砂防工事に伴う支障水道管布設替工事の工事負担金であります。

資本的支出につきましては200万円を増額し、総額2億6,400万円とし、小和知地区砂防工事に伴う支障水道管布設がえ工事費であります。

議案第90号から議案第93号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第90号から議案第93号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号、平成27年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について

町長（岸 良昌君） まず、ただいまご指摘の職員数でございます。職員数につきましては、行財政改革の重要課題として240名体制を目指して取り組んできたところは、ご存じのとおりでございます。この間、早期退職への協力や、あるいは新規採用の抑制等で、みなかみ町新設時385名であった職員が、今年度当初255名となり、130人減少しているところであります。今後も、引き続き取り組みを継続していく必要があるというふうを考えているところであります。

町は、ことし10月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。人口減少の克服と地域活力の向上に向け、町の実情に応じた今後5年間の目標や具体的な施策、アクションプランを示したところであります。実現に向けまして、町民や地域団体、企業、行政が一体となり、この問題解決に取り組まなければならないと考えているところであります。

公共の目的であります町民の幸せのため、安心・安全を確保し、公共福祉の増進を図ることが行政運営の根幹であります。これが我々の使命ということに考えております。

今、ご指摘のような内容につきまして、現状の事務事業の優先度を十分検証し、事業の見直しを行うということと同時に、定常的、定例的業務については外部委託を進めていく必要があるということで、この間も進めてまいりました。

さて、職員の勤務状況ということですが、現在13課38グループという組織にそれぞれ配属され、所管する事務事業をグループで共有し執行しているという形でございます。通常の勤務時間を超えて執務する必要がある場合については上司の許可を、承認を得て時間外勤務を行うということになっておりますし、週休日あるいは休日に執務する場合についても、同様の取り扱いになっているところであります。

時間外勤務についてでございますけれども、事務が集中する時期や、イベントであるとか防災対応など、それぞれ各課の執行状況により時間外勤務に差があるというのは現状にございます。特にイベントや交流事業が多い日が土日に多いため、観光課であるとかまちづくり交流課の職員は、他の課に比べて休日の出勤が多くなっているところであります。また、夏祭りや町民体育祭、あるいは藤原湖マラソンなど大きな事業等につきましては、担当課以外の職員も出勤し、横断的に実施しているという形になっております。

この週休日あるいは休日に出勤した場合につきましては、原則、代休をとるという形での処理としておりますが、この代休につきましても、各所属で指定あるいは調整し、取得させるということになっております。

ただいま外部委託を進めなければならないという話をしましたけれども、冬季の除雪作業、ご挨拶でも触れましたように、町民生活の基本的条件を確保するということで大変重要な業務ですけれども、これについては外部委託が適切という側面もございまして、現実的には、近年の公共事業の減少であるとか地域経済の低迷等から、建設業各社の機械の保有あるいは作業員の確保というのが困難となってきましたので、逆に、業者委託の路線が減って、職員による直営路線がふえてきているというのが、この一方の現状であります。このようなことから、除雪センター職員が中心となって除雪を実施しておりますが、除雪対象の町管理道路が多いことから、除雪車運転ができる他所属の職員も除雪業務に従事しているというのが実態であります。

次に、休暇の状況でございます。職員の有給休暇の取得状況でございますが、平成26年度の集計で平均10.6日が取得されております。消化率に直しますと、28.5%ということでございます。例年、この数字についてはほぼ同じ数字で推移しているという状況でございます。全国に比べてみますと、全国の市町村の平均が10.2日と言われておりますので、ほぼ平均的な取得日数ということだと思っております。

なお、先日、新聞報道にございましたが、民間ではこの数字が8.8日が平均となっているというようなことも言われております。

以上が現況であります。特に超過勤務については、特定の課に集中する傾向も見られますので、これまでの取り組みの点検、改善を行うとともに、外部委託のさらなる推進、検討や、適正な業務配分、人員配置を順次進めていく必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、仕事と生活の調和のとれた働き方、ワークライフバランスということが提唱されております。職員の健康を確保し、安心して働くことができる職場環境を実現するために、時間外勤務の縮減であるとか、年次有給休暇の取得推進、あるいは、それに加えてメンタルヘルス対策等に、これは積極的に取り組んでいく必要があると考えているところであります。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 事務量等については、優先度だとか事業の見直し、あるいは外部委託というようなことを検討していくと。既に検討していると。また、これからも検討していくと。また、代休等の対応等の説明もいただきました。

次からは関連した細かな部分の質問になりますので、町長から今、回答していただいた部分にも再度触れるというようなことがあろうかと思っておりますけれども、あらかじめ了解をいただきたいと思っております。

ただいま話が出ました有給休暇の関係については、10.6日というようなことの中でやられるということで説明がありましたが、なお、参考ですが、毎年25カ国を対象にした有給休暇の国際比較調査というものを行っております。2014年の結果は、今まで7年連続最下位だった日本が、2014年で最下位を脱出して、びりから2位と。それで、韓国がちなみに最下位ということになっております。取得率は、年間20日ということの中でいきますと、10日ということの中で50%ということで、その日数的な部分においては町は平均に近いかなというように思います。ちなみに、対象国につきましては、ブラジル、フランス、スペイン、オーストラリア、香港、シンガポール、メキシコ、イタリア、インド、アメリカ、韓国、それに加えて日本等となっております。いずれにしても、取得率が50%と、まだまだ低い状況ではあるかな、そういうふうに思います。

また、時間外の支給の関係について、上限を設けておりますか。その辺についてお聞かせ願いたいと思っております。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 時間外勤務については、これは勤務でございますので、それに見合った賃金

を支払う、これは当然のことだと思っています。ただし、先ほどもお答えしていますように、時間外勤務が無制限にとれるということは問題がございますので、これについては、それぞれの所属で一定の範囲で管理するようということについてはやっております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 一定の範囲、いわゆる上限について、何時間、何十時間ということですが、1カ月、そういったものがあれば数字で教えていただきたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） これは予算設定等でございますけれども、月20時間ということを目安ということで運用しているところがございますが、時期的な過密やあいているという季節的な事業もありますし、あるいは部署ごとの調節ということもありますので、今申し上げたような数字というのが予算上、運用上、頭に出ているところです。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 私が職員だった時代、当初、合併のスタート時というんでしょうか、その時点では、たしか15時間というようなことで取り扱われていたと思うんですが、現状、若干ふえているというふうに私の耳に入っておりますけれども、20時間ということでもよろしいのかどうか。また、あわせて、それについては労使間の協定により当然決められているということでもよろしいのかどうか、その辺をお伺いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 前段で申し上げましたように、時間外勤務については当然、賃金を支払うということでございます。

今ご説明しましたように、従前、15時間という目標数字で時間外勤務を管理していた、あるいはそうなるように進めていたと。どうしても部署により、あるいはグループにより、それが整理できないという点もございました。これについては、今申し上げたように、20時間という目標で管理しているということは事実でございます。

それ以外についても、災害対策等で別途に入るといったものについては、予算上も別途の手当があるということもございますので、今申し上げた予算組み等については、20時間プラスアルファという形で全体の構成ができているということもございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 災害等の関係については、当然、別枠で考えるということは当然なんだろうと、そういうふうに思います。また、上限を設けるということは、財政上の問題等もあるんだろうとは思いますが、その上限というようなことの中の望ましいと思いますか、それとも、これは改善していかなくちゃならないというようなことで考えておりますでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほども申し上げましたように、ワークライフバランス等々から考えても、

むやみに時間外勤務がふえるということは好ましいことではありません。一定の管理目標数値というのを意識すべきだろうと思っています。

それと、繰り返しになりますけれども、やはり、時間外勤務をやった者についてきちっと支払うと。これは、当然のことだと思っています。この辺について制限のないように、あるいは、目標数値がないからといって、特定の人に時間外勤務が偏るとか、あるいは特定の部署に時間外勤務が偏るといことがないように、これも考えるのが当然必要なことだと思っています。

なお、現在、予算上の制約によって時間外勤務について支払われていないという大きな問題はないというふうに認識しているところです。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 私自身、町職員の勤務実態について調べてみました。

男子職員のみならず、女子職員においても夜の11時過ぎという、あるいは、それがまた12時にならんという時間帯の勤務をしている実態があります。これが、短期ということだけでなく、年間を通じて相当の月数、時間数やっておる現状があります。この部分、当局として把握をされておりますでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 当然、把握をしている部分とできない部分等ございます。そういう部署の関係については、担当の管理者が一応管理しているということで考えておりまして、調査自体はそれぞれの課で把握はしていると思います。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 地方公務員法や条例、規則等に対応されているということが当然あるんだと思いますけれども、女子職員が週20時間以上、月に80時間以上という異常なものが現実にあるわけです。これが短期間ではないわけでありまして。問題と捉えます。

先ほどの質問とダブることになりますけれども、20時間を大きく上回ると、そういった実態をどう捉えておるか、その点についてお伺いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 現実、個別の問題については、先ほど課長も答えたとおりでございますけれども、今、議員がご指摘のような内容につきまして、これが事実であれば、先ほど前段でお答えしましたように、業務の外注化あるいは人員配置の再編成を、これは当然考えていかなければいけない問題だと思います。個別に具体的にどこでどういう事象が生じているのか、これについてはきちっと整理をして、それについて対応するように努めていきたいと思っています。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4 番（石坂 武君） 労基法の公務員適用除外ということであるわけですがけれども、地方公務員法で、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準を規定している第24条の5に、職員の勤務時間、その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡、いわゆる均衡を失しないように適切な考慮が払われなければならないとの記載があります。

だとすれば当然、準拠あるいは参考にしているであろう労基法の36条、サブロク協定ということになりますけれども、その部分において時間外労働時間の限度基準、一般労働者の場合の限度時間は1週間で15時間、2週間で27時間、4週間で43時間、1カ月で45時間となっています。その点からしても、異常な状況と思いますが、再度お聞きしますけれども、その点についてどう思いますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、議員がご指摘のような事実があれば、ご指摘のとおりだと思います。そういう事実について再度確認させていただきたいと思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4 番（石坂 武君） 再度再度の質問になって申しわけないんですけども、地方公務員法に、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるとあり、みなかみ町においても、条例あるいは規則ということの中で時間外についても当然触れていると思うんですが、限度時間を含め、代休対応等あるということですがけれども、その点からしての考え方はどうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 休日出勤等の代休については、これは積極的に調整するようにしているところでございます。先ほどちょっと例で挙げましたけれども、休日出勤が重なるという部署があることも事実です。その振りかえが、次の休日出勤に向けての準備等で平日に十分休暇がとれないと、こういう事態が生じていることも承知しております。これらについては、業務量の調整、あるいはさらなる外部化の推進ということをそれぞれの事業ごとに、局面に応じて、さらに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4 番（石坂 武君） 結果として、過重労働を強いているという現実があったり、拘束時間も異常に長いと、そういうことで、精神的な部分も含めて健康面にも大いに心配があると思うわけです。この後、また質問しますけれども、その辺についての考え方はいかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） メンタルヘルスの問題について、実際にみなかみ町の職員の中に幾つか例が生じています。これについては承知しているところです。それぞれの個別の問題は、これはこれとしてありますけれども、やはりトータルとしてメンタルヘルスについて十分配慮していかなければいけない。メンタルヘルスチェックをどうするのだと、あるいは外部との相談をどういうシステムをつくり上げるんだと、これについては、今、鋭意検討してい

るところですし、法定のほうでも早急に対応していかなければいけないという状況になっていることについては、承知しているところです。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

- 4番（石坂 武君） 世間一般の考え方としても、非常に異常な部分だと思うんですけども、その辺、町長、個人的な考え方でも結構ですけども、異常な部分ということの中の考え方は、これであれですか、考え方は同じでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） みなかみ町の職員の業務状況が、先ほどお話のあった、他の自治体との均衡といったようなことからいって、非常に過大になっているというふうには、私は認識しておりません。

これは何かというと、先ほど、職員が減るから仕事量がふえるだろうという質問前半の前提があったんだと思うんですけども、我がみなかみ町、職員数240名というのを目標値として進めてきております。この数字だけで申し上げますと、2万人規模の自治体で70人の職員数という自治体が多々ございます。そして、その人の言っているのも、人口のみでいうと、140人程度の職員が適当であるという言われ方もしています。

これについては、みなかみ町については県下で一番広いと、全国的に見ても相当広いと、地域性もあると、これらの業務というのが当然出てくるわけですし、先ほど例に挙げました除雪というものについては特徴的にございます。これらも加味しなければいかんということです。そして、当面の職員目標として240人ということで進めてきたわけでございます。

これらについて、一番最初にお答えしたように、さらに進めていかなければいけない。これらについては、業務の見直しと同時に外部化の推進と。実際70名で回している町村の事例を見ると、外部化というのが非常に進んでいるという実態がございます。これらについて、業務内容あるいは町民の理解ということを進めながら、これはこれで検討していかなければいけないというふうに思っております。

今、ご指摘のありました異常と思うかどうかということについては、職員皆さんに大変に頑張ってもらっている、苦労してもらっていると、この認識は持っておりますけれども、一般的に、よそと比べて我がみなかみ町が異常な状況にあるという認識ではございません。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

- 4番（石坂 武君） 今、町長から回答をいただいた職員の数等について、他の自治体と比較とかというのは、これは安易にするべきではないと、私もそう思っています。というのは、面積の問題だとかいろいろな条件が違っていると、そういったことが当然あるのだろうと。その点については考え方は必要だと思いますので、その辺にはちょっと触れさせておいていただきたいと思います。

次に、労働関係法の改正によって、安全衛生法においてストレスチェック制度の創設、これが、きょう、12月1日より施行という状況にあると思います。新聞にも出ておりま

したけれども。対象企業の従業員が50人以上の企業で、年1回義務づけられるものということに決まっております。また、最初の年については、来年の11月までに検査を実施しなければならないというものであります。仕事の量や進め方、あるいは食欲や睡眠の状態などを調べるというもので、高ストレス者については医師の面接が進められたり、企業は必要に応じ労働時間の短縮といった措置をとるということになっておるわけですが、みなかみ町自治体としては、この点についてどう考えますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、議員のほうから前段でご指摘のありました、法律によって本日から義務づけられていると。これらのことについては承知しているところです。具体的にどういう準備を進めているか、総務課長からお答えいたします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えします。

先の9月の議会で補正等をいただいておりますが、ストレスチェックにつきましては、本日からやらなければならないということで、今年度につきましては、12月中もしくは1月になってからですが、業者委託も今進めておりますので、実施するという事で考えております。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） ぜひ、その取り組みは積極的にやっていただきたいと思います。

いずれにしても、公務員であっても人間ということでもあります。このような労働時間、私は異常とっておるわけですが、問題があると思います。また、時間外についても上限を設けてやっていると、それに対しては代休制度というようなことも当然あるということでもありますけれども、現状は、先ほど聞いたとおり、年休取得も50%という状況であるということであるならば、代休ということが効果がないだろうと。実質サービス残業と言っても過言ではないと私は感じるわけですが、その点の方向性といえますか、見解についてお聞きします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 年次有給休暇の消化について、国際比較の話が先ほどありました。私も海外勤務を経験しておりますけれども、ヨーロッパ、一言で言うとヨーロッパにおいて、自分に与えられている有給休暇をとらないやつはおかしいと、みんな100%消化していると。これは労働環境というか、労働に対する考え方の問題だと思います。

そして、前段でお答えしましたように、みなかみ町の数字、全町村の平均より若干上ということで、特別とりにくい状況にあるというふうには認識しておりません。しかし、有給休暇の取得というのは、これはなぜ低いのかといったような、いろんなテレビ番組あるいは解説においても、周辺がとっていないからだというようなことは日本人にとっては非常に大きいと言っておりますので、個々についての増進というのは当然考えていかなければ

ばいけない。平均値まではいつているからいつて、それでいいというふうには思っておりません。せつかくある有給休暇についてはとるように。これは、夏季期間を設定しての有給休暇の取得促進であるとか、その他の方法でもやってくるところでございます。これらについてはさらに進めていきたいというふうには思っております。

そして、なお、今お話のありました、休日勤務が多くて平日振りかえという格好になっているので、いわゆる有給休暇を取得しなくても、同じような目的の活動ができてしまっているという部分在实际あるんだろうと思います。平日じゃなければ行けないところを、有給休暇をとって行きたいんだけど、実際は先週の土曜日働いたんで、振りかえでそのやりたいことをやってしまったと。事実として、そういうところはあると思います。それとは別に、できる限り有給休暇を取得するようにと、これについてはさらに努めていきたいと思っておりますし、全般的に、先ほど石坂議員からご指摘のあった組合とのいわゆる協議ということについては、これは誠意を持ってこの間もやらせていただいておりますし、今の各般やり取りさせていただいている内容についても、組合ともお話をさせていただいているところです。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 休暇の取得といいますか、その考え方というのは、国によっても、また地域によっても捉え方が違うんだろうと、それは私もわかりますけれども、ぜひ、先ほど町長に回答をいただいたとおり、積極的にその点を進めていただければと思います。

また、職員の肉体系、精神面、両面に良好な状態が保たれて、初めて実のある仕事、また充実した住民サービスができるんだと私自身は確信しております。労使間の先ほど話が出ました有効な関係を築いていくためにも、ぜひ、改善に向けて積極的に今後取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に、2問目に移らせていただきたいと思います。

次に、日本年金機構の個人データの流出問題や堺市による選挙関係個人情報流出、桐生市における個人情報記入の国勢調査票の紛失等、個人情報の流出、関連しての悪用、そして被害が相次いでおります。

また、11月24日付の読売新聞におきましては、年金機構や厚労省の事務処理ミスで未納となった国民年金の保険料について、政府は2016年4月から、納付時効の2年を撤廃し、全ての未納期間の後払いを可能にするように決めたとの記事が載っております。事務ミスがなければ、これはあり得ないことであり、結果として余分な経費がかかったと、そういうことがあります。

あわせて、本日、議案として提出され、先ほど賛成多数で可決されました来年1月から利用が開始される個人番号、いわゆるマイナンバー制度が詐欺の標的となり、不審電話や訪問が急増し、被害も出ているとの報道がなされております。一部の自治体では、郵送された約1割が返送されるなど問題も多く、大変関心のあるところですが、当町において、個人情報漏えい問題についてどのような体制で対応しているか。また、当町においては、マイナンバーの送付分の返送されてきた割合はどの程度か。部数を含めてお伺いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまの公務における個人情報の取り扱い、一般的な話と、そして新しく発生します社会保障・税番号制度について、両方のご質問であります。まず社会保障・税番号制度について簡単にお答えしたいと思います。

この法律が10月5日に行政手続における特定個人を識別するための番号利用等に関する法律、これが施行されたということでありまして、内容的には皆さんご存じのとおりですけれども、日本国内の全住民に、ここがポイントでして、国民ではなくて全住民ということになっています。一人一人、異なる12桁の番号が割り当てられることとなっております。この番号がマイナンバーと言われてはいるわけですが、マイナンバーにより、——これは国の各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となるという説明のされ方をしています。これは、ご指摘がありましたように、年金問題、これが数年前に非常に議論されて、そういうことが生じないようにするためには、個人を特定する番号が必要だということから、この法律ができたというふうに理解しております。そして、また、さらに言われておりますのは、国や地方公共団体が分散管理する情報が、この連携がスムーズになるということも言われております。メリットにつきましては、3つのメリットが言われておりますけれども、これは先ほど原澤議員が反対討論でおっしゃいましたので、繰り返すことはいたしません。

そして、町の業務としては、まず、住民に番号を割り当てる。これは国が割り当てているような顔をしていますけれども、権限のあり方としては市町村が割り当てたということをおっしゃるを得ないと。この責任は感じております。

そして、それをどうやってきたかという、全国の自治体が共通して、地方公共団体情報システム機構に委託したという形になっております。したがって、その番号というのは、住民に対して割り振った番号であるということと、その作業については地方公共団体情報システム機構が行ったということと、機構のほうから直接、日本郵便が住民宛てに簡易書留で送ると、こういう仕掛けになっております。

町内のことについては、11月9日と11日、2回に分けて町内の4つの郵便局に、いわゆる連絡の簡易書留の書類が届いているということです。したがって、それからもう3週間以上たっておりますので、基本的に第1回の配達というのは各世帯までは行ったということと思っています。これがどのくらい戻ってきているかということについて、把握しているかどうか後ほど担当課長のほうに確認したいと思います。

さて、そこから先の話については、マイナンバー、また必要があれば後ほどお話ししたいと思っております。

そして、個人情報管理の一般的な話でございますけれども、個人情報の管理につきましては、地方公務員法の地方公務員の職、任免、服務、労働関係など、地方公務員の身分の取り扱いに関する基本的な事項を定めておりますが、その中の34条の1項に、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」と定められていることとございます。違反に対する罰則はともかくとして、業務上知り得た個人情報を慎重に取り扱うということについては、公務員の基本事項でありまして、日ご

ろより情報漏えい等の事項については、職員研修であるとか課長会議の席であるとか、常に周知徹底を図っているところがございます。

具体的には、個人情報の入った書類を、作業中はともかく、作業が終わった後に机の上に放り出したままにしないとか、あるいは書類を家に持ち帰らない。そして、いろいろ先ほどの例に挙げられていた漏えい問題も含みますUSBメモリーなどに使ったパソコン間の情報についての入れかえはしない。あるいは、インターネットの活用そのものについても、やたらに外部へ不要なアクセスをしない等のことを含めて注意喚起しているところがございます。言わずもがなの、家族に対しても職場で知り得た個人情報を伝えるなどか、町の重要事項云々だとかありますけれども、いずれにしても、折に触れて研修会議等で情報漏えい等の事故がないよう、周知徹底を常に図っているところであります。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 今の話の中で、ちょっと町長が今触れておりましたけれども、返送された割合、部数がわかれば教えていただきたいと。

議長（河合生博君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 内田 保君登壇）

町民福祉課長（内田 保君） お答えいたします。

通知カードの返戻率ということで、11月30日、きのう時点なんですけれども、送付通数全体が8,188件、返戻通数が440件ということで、返戻率につきましては5.4%というような状況でございます。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 先ほど町長のあれで、年金の部分に触れた部分があるんですけども、実は、きょうの新聞の記事なので通告をしておりません。これは答えられれば結構なんですけれども、関連して、年金の原資の運用の中で、株価が下がった関係で大分赤が出ましたと、その辺についての見解があれば。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） これは、私が個人的に見解する問題ではないと思いますけれども、きょうの新聞の解説にもついていましたように、やはり、一定程度の運用利回りを確保したいということで、株にも50%越えて投資が可能な範囲がふえたと。これについては、いわゆる株価が上がっているときには、収益も相当出たと。今回、一定期間をとると損失が出ていると。これはやはり長期保有を前提に年金、その他の資金を回しているの、短期間で運用利回り自体については、さほど意味がないだろうということだと思います。

ですから、長年というのはあります。つまり、国債だけであれば、これは利回りが確定しているわけですから、それを収支についても充当できるという形で、制度改正の中でその運用がされたと。これについては、基本的に長期間見たときどうかということ捉えるべきであって、一定期間で一定の損失が出るというのは、これは株というものの性格上あ

り得るんだらうというふうに思っています。

今朝の新聞、私も読ませていただいただけの感想ですけれども、ああいうものについて、ここで損した、ここで得したと、一定範囲だけを捉えて、損失額は幾らだ、もうけ額は幾らだという議論を非常に短い範囲だけで議論することについては、問題があるかというふうに思っております。

ただし、国民的議論があったのは、その一定の収益が見込めるものが低利率であっても運用してきたという事実を変えたということについて、それぞれの立場からいろんな議論があったというふうには認識しているところです。一言で言うと、きょうの新聞の短期間だけを捉えて、7兆円でしたか、9兆円でしたか、その数字を議論するというのは、余り意味がないというふうに感じておるところです。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 突然の通告のない質問に対しまして、回答をいただきましてありがとうございました。

もとに戻りますけれども、当町において、過去に個人情報等の漏えいは一切ないということによろしいでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 個人情報漏えいの捉え方だと思います。いわゆる、何というんですかね、深刻な事案としては承知しておりませんが、あれは個人情報じゃないかと、見解の相違という点もあるかと思いますが、そういう話がぼつぼつと、それぞれの担当課なり総務課長のところに入っているという話は聞いております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） その内容について、差しさわりのない範囲で教えていただけるようだったら、教えていただきたいと思います。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えします。

いろんなことも私どものところに耳に入ることがあるんですけども、特に個人情報を知り得た職員が家族に話してしまい、それが、家族がうっかり話してしまうというような話も聞いております。そんなようなこともあります。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） その辺についての注意喚起は、どんな方法をとりましたでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 当然、常日ごろの課長会議または事務連絡会議等で行っていますが、その

中でも情報漏えい喚起については注意喚起しているところであり、先日も事務連絡会議等で周知したところでございます。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 資料ベースの管理とともに、先ほど町長も触れておりましたけれども、パソコン上の情報管理についてどういった対応を、漏えい阻止というか、防止に向けて対応しておりますでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えします。

先ほども町長の答弁でもあったんですけども、先ほど、資料等を机の上に出さないとか、また資料を家に持ち帰らないとか、そういうこともあるんですけども、今回、マイナンバーの関係がありますので、町としましては、住民情報や税情報を取り扱う基幹系システムで、一応、マイナンバーに関しましては運用を行っております。基幹系システムは外部からアクセスできない構造となっており、専用端末によりまして、マイナンバー業務にかかわる職員以外は利用できないようアクセス制限を設定してございます。さらに、マイナンバー業務をどの職員が、いつ、誰がマイナンバーの個人番号にアクセスしたかという記録をとっております。担当職員による不正利用も監視できる体制となっております。

雇用や報酬の支払い等、町が行わなければならない関係がございます。個人番号の取り扱いについて事務に必要なその個人から収集したマイナンバーに関する書類等につきましては、事務処理後、直ちにシュレッダーで廃棄する。やむを得ず事務が終了できない場合で保管する場所は、鍵のかかるロッカーに保管し、事務処理後は直ちに破棄することとしております。

また、マイナンバーの職員研修も必要と判断しておりますので、取扱事務担当者による研修会や全職員を対象とした説明会等も、一応12月中にはやる予定でございます。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 職員個々に、時間がなく資料を自宅に持ち帰り仕事をしているとか、また、それに伴って問題が生じたとか、そういった部分はどのようにでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） そういうところは承知はしていませんけれども、常日ごろから、課長会議等の事務連絡会議等で書類の持ち帰り等を行わないように注意喚起を行っているところ
です。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

(4番 石坂 武君登壇)

4 番(石坂 武君) 先ほどマイナンバーの関連について、職員研修だとか、もろもろ考えておるということでありませけれども、その辺は、もう少し細かく教えていただけませんか。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 特に、マイナンバーの関係に関しては、今後、利用が図られるということで、個人情報漏えい等で公務員としての守秘義務違反というのが考えられますので、12月中、今月のうちに、関係課、並びに全職員を対象にして説明会等を行ってまいりたい考えです。

以上です。

議長(河合生博君) 石坂君。

(4番 石坂 武君登壇)

4 番(石坂 武君) マイナンバーの関係で手続がされないというようなことが生じた場合に、3カ月でしたか、何か、国に戻すというようなことがあるようではございますけれども、その辺ちょっとわからないので、細かく教えてください。

議長(河合生博君) 町民福祉課長。

(町民福祉課長 内田 保君登壇)

町民福祉課長(内田 保君) お答えします。

通知カードの場合につきましては、郵便局が簡易書留で各世帯へ、今、もうほとんど配付も終わりに近づいているかと思うんですけども、配付して、本人に会えなかったり留守の場合は不在票を置いて、郵便局が1週間は保管しているような形になります。その1週間たっても特に不在の引き取りの連絡がない場合につきましては、町のほうへ戻ってきて、町では一応3カ月程度保管して、渡せない場合については廃棄するというような、そのような手続になっております。3カ月というのは、多分、10月から施行されて、また1月からマイナンバーの利用が始まりますので、その3カ月というような見方で3カ月ということが出てきているんだか、というようなことだと思います。

以上です。

議長(河合生博君) 石坂君。

(4番 石坂 武君登壇)

4 番(石坂 武君) 廃棄ということで、確認をさせていただきました。

また、戻ってきた分の3カ月については、先ほど総務課長が回答した中の鍵のかかる保管庫等で中で保管と、そういうことでよろしいのでしょうか。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) そのとおりです。

(4番 石坂 武君登壇)

4 番(石坂 武君) 手続にかかる経費については、初回は無料というようなことで聞いておりま

すけれども、その後の経費部分が生じるというようなことがあろうかと思うんですけれども、その辺の詳細を教えてください。

議長（河合生博君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 内田 保君登壇）

町民福祉課長（内田 保君） 9月の条例改正で議決いただきました関係ですが、手数料条例の関係なんです、通知カードにつきましても、1月から希望者の申請により発行するマイナンバーカードにつきましても、初回は無料ということなんです、初回以降、例えばなくして再発行とか、その場合につきましても、手数料条例で議決いただきました金額で費用がかかるということになります。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 個人情報の漏えいにつきましては、あつてはならないということであると思います。あつた場合は、必ず金銭を含む大きな問題になることは明確であります。したがって、慎重にも慎重を期していただき、ぜひ、機会あるごとに職員に対して周知徹底をしていただき、関係機関ともぜひ連携を密にし、取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

議長（河合生博君） これにて4番石坂武君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。1時再開いたします。

（11時52分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告順序2 10番 林 一彦 1. 谷川岳の環境問題（トイレ）の進捗状況と今後の展望について
2. こども安心安全パトロールについて
3. みなかみ町の観光促進について

議長（河合生博君） 10番林一彦君の質問を許可いたします。
林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 10番林一彦です。議長より許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をいたします。

まず初めに、谷川岳の環境問題についてでございます。この問題につきましては、私が2年ほど前に行った一般質問の追跡的な質問となります。

谷川岳は皆さんご承知のとおり日本百名山の一つであり、みなかみ町の象徴であります。

谷川岳は標高1,977メートル、群馬県、新潟県の県境にある三国山脈の山で、「トマの耳」と「オキの耳」と呼ばれる2つのピークを持つ山であります。周囲の万太郎山、仙ノ倉山、茂倉岳などを総じて谷川連峰と呼ばれる中心的存在に当たります。

一般登山コースは展望にすぐれ、夏には高山植物が目を楽しませてくれる上に、首都圏からも近く、谷川岳ロープウエーを利用して約2時間半、これは片道です、で山頂まで行けることから、多くの人に親しまれております。

一ノ倉沢など、谷川岳の岩場は、その険しさから劔岳、穂高岳とともに日本三大岩場の一つに数えられ、ロッククライミングのメッカとなっております。

また、7月2日は日本記念日協会によりまして「谷川岳の日」と制定されており、それを記念いたしまして、早朝4時から土合霊園地において、山開き安全祈願祭が行われ、上野発土合着の臨時夜行列車「谷川岳山開き」が運転されております。

谷川岳は、平成24年6月29日、谷川岳エコツーリズム推進全体構想が環境省から認定を受けました。谷川岳周辺地域の固有の自然の保全と活用を目指し、歴史・文化に触れ合う機会を提供、地域振興への貢献を同時に実現するため、「守る」「活かす」「交わる」この3つを基本理念といたしましたエコツーリズムを確立することを目指しております。

この構想をもとに、多くのエコツアーが展開されており、ことし行われました谷川岳ウィークもその一つであります。

この谷川岳ウィークは、例年行われている夜行列車運行や山開きに加え、一ノ倉沢でのお茶の野だて、それやエコツアーカーニバル、車椅子エコツアー、一ノ倉沢ナイトツアーやスタンプラリーなど、盛りだくさんのイベントが行われており、谷川岳フリークたちを魅了しております。

また、ネットサイト「まるごとみなかみ」のトップページでは、谷川岳眼下に広がる2,000メートル級の大パノラマは圧巻ですとうたっており、充実した内容で、見る人々を魅力ある谷川岳にいざないます。ぜひ、皆様にもごらんになっていただきたいと思っております。

このように数多くの取り組みや山ガール、中高齢者登山など、第三次登山ブームにあおられ、谷川岳の登山者数は右肩上がり、年間登山者数は、昨年に6万人を超え、近いうちに昭和46年の過去最高を更新すると言われております。

さて、登山コースですが、一番人気のある一番歩きやすいコースは、天神尾根コースです。ロープウエーから天神平、熊穴沢避難小屋、肩の小屋、山頂というルートですけれども、天神平から木道を登って1時間くらいで、赤い屋根と壁の避難小屋があります。熊穴沢の避難小屋であります。そこの避難小屋にはトイレがありません。周りの茂みに少し分け入ると、そこは汚物の山であります。トイレ痕と言うんだと思うんですけども、汚物とティッシュが散らかっているのがかなりありまして、特にトイレットペーパーは水に溶けて分解されるんですけども、自然に戻ります。ですが、ティッシュはなかなか分解されず、へばりついたような形で結構残っているもので、もう本当に始末に負えないものであります。

また、次に天狗のとまり場というところに大きな岩があって休憩しやすい場所がございますが、やはりそこもトイレ痕がたくさんあって、目を塞ぎたくなるような感がございます。

歩き始めて2時間くらいしますと山頂付近の肩の小屋に着きますけれども、そこには2つのトイレがあります。ただ、このトイレも工事用の仮設トイレみたいな形で、ちょっと使用するのをためらうような、そういった感が拭えなかったトイレでございます。有料トイレとなっておりますが、夏場はそのトイレの中がとても暑く、においも強く、銀バエなども飛び回り、名峰谷川岳にふさわしいトイレではございません。

現在、一般家庭のトイレは、ほとんどがもう水洗で清潔で憩いの場所となっており、心地よい場所となっております。それですので、いくらきれいな高山植物が迎えて、すばらしい眺望の谷川岳でも、汚くて臭いトイレですとか、そういった汚物を目にすれば幻滅するのではないかと、特に山ガールのように初めて登山をする若い人たちにとってみれば、こういうところが有名な山岳の登山なのかというふうに思われるのも、この谷川岳登山ブームにブレーキをかけるのではないかと心配するところでもあります。

ここで前回の質問で、谷川岳は太平洋側と日本海側の中央分水嶺でありまして、水と森の防人宣言、みなかみ水環境力宣言、森を育み命を運ぶ利根川源流の町みなかみ町として、ふさわしい谷川岳の山岳環境の整備、トイレ整備をしていただきたいと思うが、どう思うかと、こういう質問でした。

この質問に対しまして町長は、まず優先して熊穴沢に山岳バイオトイレを設置するよう、各方面と調整したいと答弁されました。

まず初めに、その答弁から現在までの谷川岳山岳トイレ対策の経緯、そして進捗状況をお聞きいたします。

議 長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただいま谷川岳の特にトイレの問題、進捗状況ということでご質問がありました。

谷川岳が町の、みなかみ町のシンボルであるということについては、ご指摘のとおりだという認識を持っておりますし、また、谷川岳の登山者数、これは26年度が6万2,000人強ということで、平成24年から6万人前後で推移しているということです。

ご指摘ありましたようにピークというのは、昭和46年の六万七千数百人という数字がありますけれども、見させてもらったところ、今お話がありましたように、いわゆるロープウエーを使って、それから2つの耳に行くというお客さんの数は、ピーク時とほぼ同じという数字で、違うのは、いわゆる本格山岳登山、本格登山というところが、昔は1万人台だったのが、今が2,000人台というところの差なんだろうと思っています。

さて、その全体はともかく、ことしについては3年ぶりに5万2,000人ということで、昨年より1万人ほど減っております。これについては、谷川岳ロープウエーが8月に約3週間止まったというのが一番大きな要因だろうというふうに分析しているところでございます。なお、谷川岳につきましては、今お話のありました山の日、これがいよいよ来

年が本番です。2年前にプレプレ、ことしはプレということで、谷川岳を全国に先駆けて山の日の記念イベント等をいろいろやらせていただいたところですが、来年についても、町のシンボルである谷川岳を中心に、山の日の事業を展開していこうというふうに思っております。

さて、トイレの認識でございますけれども、ただいま林議員からご質問をされた観察ですが、そのときに私も一緒に行っておりましたので、全く同じ認識を持っております。特に山ガールと言われる方々にとって非常に抵抗感があるだろうということもそのとおりですし、中高年の登山ブームで中高年の方も多いと、やはりトイレの必要性というものが高まっていると、これも全くそのとおりだと思っております。

そのトイレの対策、これでございますけれども、順次ご説明させていただきますと、現在トイレがあるのが、谷川岳山頂の肩の小屋、そして一ノ倉沢の出合の2カ所に設置されております。年々登山者が増加しているということなので、熊穴沢の避難小屋周辺、あるいはその他の休息所周辺における排せつ物が散見されると、ご指摘のとおりでございます。そして、そのことが景観を損ねているだけでなく、自然環境への負荷と、そして一番大きくはイメージダウンということで、大変重要な課題であるという認識は全く同じでございます。

谷川岳の山頂にあります肩の小屋のトイレでございますけれども、これは群馬県は平成15年7月に無人となっていた山小屋を新築して有人化するというので、登山者の安全確保、環境保全という目的で1億4,000万円弱をかけて整備をしたというふうに聞いております。このトイレ2カ所、ご指摘がありました小屋の中のトイレは山岳対応型のトイレで、水洗トイレの処理水を循環させて再利用し、冬季につきましては、汚水を汚泥減量槽に移して、曝気して汚泥を減量化するという形のトイレになっております。そして、屋外のトイレにつきましては、そこでたまった汚物を、今申し上げた肩の小屋の浄化槽に移して処理するという形になっているようでございます。

また、一ノ倉沢のトイレ、これについてはご存じのとおり、平成11年にソーラーパネルを電源とした全く水洗式トイレという形で群馬県が整備したものです。

なお、この2つのトイレについては、町が群馬県から委託を受けて維持管理を行っているということでございます。

今ご指摘のありました、特に登山者が集中する天神尾根コース、熊穴沢避難小屋付近にトイレの設置を優先する必要があるという認識は、全くそのとおりでございます、変わっておりません。

これについては、平成26年度に谷川岳エコツーリズム推進協議会山岳トイレ設置調査業務ということで、142万円で委託したところでございます。その調査の内容といたしましては、自然地域トイレし尿処理技術セミナーの研修です。そして、屋久島の山岳トイレの現地視察、これも行わせていただきました。その際、登山者数の現状であるとか、土壌調査、あるいは視察研修結果を踏まえた検討を行っておりますし、また、トイレのし尿処理技術タイプ別の比較、これらの検討事項についてまとめたものとして、谷川岳における山岳トイレ設置調査業務報告書という形でまとめたところでございます。

特に土壌調査、その一部の調査の土壌調査でございますけれども、熊穴沢避難小屋付近7カ所の土壌調査を行った結果、し尿による相当深刻な汚染状況であるということが明らかになっております。このようなことをどう解決するかと、環境省と谷川地区の施設整備計画の検討が始まっているところでありまして、群馬県を含めまして現在、協議調整を行っているというところですので。今ご指摘のありました肩の小屋のトイレ自体も、いわゆるピークシーズンにおいては、オーバーユースとなる状況であると、早急な対策が必要であるという認識も共通ということになっております。

そして、天神尾根コース、この中でトイレの設置をしていくということが最優先であるということも再検討しておりますし、群馬県とは設置の際の費用の問題、そして、利根沼田森林管理署とは、土地の利用について協議を行い、できるだけ自然環境への負荷をかけない設置場所、あるいは負荷をかけない形の構造といったようなものを、今検討していくところでございます。

いつ、どういう形で、何を整備するということまでには行っておりませんで、熊穴沢周辺にまず設置する必要があるということについては、関係者間の認識が共通認識となっているということですので、今後とも今申し上げた関連先と十分調整しながら、なるべく早い整備に向けて進めていきたいと思っております。

ひとまず、答弁とさせていただきます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 県と、また利根沼田森林、昔でいうところの営林署と協議中だということで、熊穴沢のところを優先的にしていくんだということの答弁でした。

これがいつごろ設置になるんだろうかというような手応え等は感じていますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 処理方式等につきまして、調査検討の中で比較案も出ております。どの案をもって、どこが、どういう費用負担でいくかといったようなことに進んでおりませんので、まだ、いつという形にはなっていないという状況です。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 先月の13日なんですけれども、上毛高原駅の隣の観光センターにおきまして、「山岳環境保全を考える」と題しました講演会がございました。講師は森山勇さんという方で、日本大学建築科卒業で、また、山岳部出身の76歳の方です。ヒマラヤのエベレストを含む世界の名だたる山々と日本アルプスなど日本の山を知り尽くした方で、仕事といたしましては、山岳環境計画設計をなさり、スキー場を中心とするアウトドアスポーツ設計、施工、山岳トイレ設計、建設をされておる方でございます。

この森山先生のお話によりますと、屋久島などで自分の排せつ物を持ち帰る携帯式のこのトイレは、設置当初は良好だったそうでございますが、最近では、その排せつ物の入った防臭袋というんでしょうか、ビニール袋を放り投げていくのが多くて困っているということでありました。登山愛好者で、いろいろなそういったトイレのないところで用を足す

場所の、大体笹やぶの中なんだそうですが、そういったところの汚物は、そういった人たちが、スコップですとかゴム手袋をつけた手で大きな袋に入れて里まで担ぎおろしたり、そういった形で処理をするそうですけれども、放り投げるものというものは本当に遠くまで飛んでいて散らばってしまっていて、崖の下だったりとかということで、かえって始末に負えないんだと、そういう意見でございました。

先生の結論といたしましては、土壌式の循環トイレが最近のトレンドというか、山岳トイレの主流なんだそうですけれども、この土壌式循環トイレは、水も電気もない場所で、全く化石燃料を使わず、くみ取り料は軽減され、ふん尿をきれいに浄化し、便器の洗浄水として繰り返し使うトイレシステムなんだそうです。こういった話などを加味して、これからの谷川岳の環境問題に対する展望などをお聞かせいただければと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘のありました屋久島の調査のときも、屋久島にも幾つかの山岳トイレがあるわけですけれども、登山者は使わないといえども軌道、トロッコがありまして、下のところでは、それを活用してトイレの処理もできるというようなことでございましたし、現地に行ったときの印象としては、やはり持ち帰り型の活用の仕方というんでしょうか、それが最も効率的かなというふうに思っていたところでございましたけれども、今ご指摘のありましたような話もあります。

改めて申し上げますと、今ご指摘のあった森山勇先生の講演ということで、いろいろ考えていたものを、新しく一から考え直したほうがいいんじゃないかと、私は残念ながら出られませんでしたけれども、感覚を含めて森山さんのご提案も検討すべきであるということになっております。その方法でいくということも決まっておりませんし、方向も変わるということになると、改めてどういう方法でいくのかという議論をしてきたという、先ほどの話ですが、それに加えてやっていくということになるんだろうと思います。何かと申し上げますと、今、議員からご指摘がありましたように、先般の森山さんの提案というのを改めて考えて、一つの候補として整理する必要があるというふうに認識しているところであります。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） そのときの講演の後に質疑応答の時間がございまして、そのときにアウトドア会社の方の意見で、冬に吹雪なんかのときに、やっぱりその避難小屋で用を足すような形になるそうです。そうすると、春になって暖かくなってくると、その汚物が溶けて広がって、足の踏み場もなくて困っているんだというようなお話も聞きました。そういうところには、ちゃんとしたトイレができないのであれば、先ほどの屋久島などの携帯トイレ、防臭袋回収箱などが重宝するんじゃないかと思っております。

冬の登山で吹雪かれてしまいますと、天候などにより生と死に直接かかわってくることで、マナー等の問題はなかなか言えることではありませんけれども、そういったところには、本当にできない場所に、トイレは今さっきの岩のところなんかの話によれば、そういったところにこういった携帯用のトイレとか回収箱などを設置するのもいいのかな

というようなことも考えられますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

とりあえず、今、県と協議中ということで、そう遠くないうちに、この町にふさわしいトイレが整備されるのかなと期待しているところでもあります。

みなかみ町総合計画の中に、「豊かな自然と共生するまち」という施策の中で、自然環境に対する意識を高め、保全に向けた取り組みを積極的に行うという文言もございますし、それが保全されれば、後世に引き継がれるとあります。また、みなかみ・水・「環境力」宣言では、源流の水環境を守って、山岳や森林への生態系の調和を図る活動に取り組みますと、地域資源を活用した環境への取り組み、環境整備を行い、地域のポテンシャルを高めるとございます。この総合計画に基づきました谷川岳の自然環境の保全に向けた取り組みを積極的に行っていき、清潔できれいな登山ルートの整備がなされて、やはりみなかみ町、谷川岳はすばらしいんだといった形で、ずっとリピーターになっていただけるような山岳環境にしていきたいと思っております。

そして、全国的にまだこういった形で整備はされておられませんので、これからやろうとしているこの谷川岳の山岳トイレという環境整備が、この日本のスタンダードになっていくのかなと。それによって地域振興、観光振興ということにつながっていくのかなと考えます。

日本、そして世界に誇る名峰・谷川岳、多くの登山者に愛され絶賛される谷川岳、初めて登山する人に、本当にきれいですばらしい谷川岳だと、また行きたいと思ってもらえる山岳環境にしたいものだと考えております。谷川岳環境のさらなる向上、それによるみなかみ町の活性化を期待いたしまして、この質問を閉じさせていただき、次の質問に移ります。

第2質問です。こども安心安全パトロールについてでございます。

現在、新治地区では、こども安心安全育成協議会が組織され、児童生徒の安全確保のための活動が行われております。この協議会は、地域の子供たちの安全を確保し、かつ健全に育成することを目的としております。主な活動内容は、新治小学校、新治中学校及びその学区において、こども110番の家、見守り協力員などによる子供たちの安全確保や健全育成に関する活動でございます。

組織構成は、小中学校校長、教頭、子ども会育成団体連絡協議会新治地区代表、新治地区区長会長、小中学校PTA会長、青少年育成推進委員支部長、まちづくり協議会新治地区会長、老人クラブ会長、地区少年補導委員、新治交番所長、猟友会支部長、その他の団体の代表となっております。

こども110番の家の活動といたしまして、110番の家のステッカーと防犯の垂れ幕を自宅や事業所などの目立つところに張り、登下校時、不審者や猿、熊などが出没したときは、児童生徒が近くの110番の家に助けを求め、飛び込むというものでございます。

見守り協力員の活動は、腕章、ベストをつけ、その人のできる範囲で通学路に立ち、児童生徒を見守ったり、声かけを行い、あるいは一緒に歩いたりもいたします。また、いつも犬との散歩をされる方や、農作業を行っている方も、見守りや声かけをするものでございます。

朝の登校時にベストを着た見守り協力員の方々が児童と一緒に歩いてのを見て、ほんのりとうれしい気持ちになります。これを見た町外の方は、ここは本当にいい町なんだなと感じるのではないかと、このように思っております。110番の家ステッカーやベストを見るだけで、子供たちは安心感を覚え、不審者には犯行抑制の効果があるそうでございます。

このような子供の安心安全パトロールは、幾つかの学校でも行っているとお聞きいたしますが、もっと積極的に町全体で取り組んでいく必要があると思っておりますが、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） ご質問いただきました、こども安心・安全パトロールについてでございますが、先ほどからお話しいただいておりますように、特に近年におきましては、熊だとか猿、こういった野生動物の出没、それに不審者情報ということが頻繁に発生しております。そういった中で、子供たちの日常生活を保障し、小・中学校の登下校、放課後の活動、こういったところにおいて子供たちが安心して過ごせるようにする、それを維持してやる、そのために地域と一緒に、子供の安心・安全を推進する取り組み、これは教育委員会といたしましても、喫緊の重要課題であるというふうに捉えております。

その取り組みにおきましても、先ほどからお話しいただいておりますが、登下校の見守り、それからパトロール、これを初めといたしまして、地域での挨拶運動、それから声かけ、声かけ運動、通学路や公園等の危険箇所の点検、それからこども110番の拡充、子供自身が危険予知能力を高めて、いざというとき、危機回避ができるような安全教育の推進普及、啓発活動、こういったことが重要であると考えられますが、それらの取り組みは、学校中心にぜひ地域の方々のご支援、ご協力をいただきながら進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、小学校区単位、あるいは中学校区単位に、その中核となる組織を立ち上げて、地域の方々にどういうふうにして参画していただけるのか、協議検討をすることとしております。

それにつきまして、具体的に申し上げますと、小学校区、あるいは中学校区を単位といたしまして、各学校を中心に児童生徒の安心安全にかかわる協議会を設置して、その中で活動方針だとか活動内容についてご意見をいただいております。この組織の構成員についてですが、林議員さんが先ほどご質問の中でお話しいただいたとおり、校長、それからPTA会長さん、地区の子供育成会の会長さん、区長さん、青少年育成補導推進員さん、老人クラブの会長さん、婦人会の会長さんなどの各団体の地区の代表者の方々に、お骨折りですがお世話になればということで、構成員を考えております。

具体的に活動の内容についてですが、これはその協議会の中で議論していただき、その地域、地区の実態に合ったものとして決定していただくのがよいと思っております。具体的には、登下校の見守り、それからパトロール、そして地域での挨拶や声かけ、通学路や公園等の危険箇所を再点検・確認すること。それから、こども110番を拡充するこ

と。さらに一番大事なのは、やはり子供の危険予知能力、これをしっかり高めて、いざというときは自ら判断して危機回避をする、そういった危機回避能力を育成するような安全教育、これを学校教育としてしっかり普及・啓発をしていくことが大事だろうと思っております。

この安全・安心についての取り組みの現状についてですが、平成23年10月に新治地区の区長会におきまして、新治小・中学校の児童・生徒の安心・安全について協議をしていただきまして、学校を中心として、地域としても取り組んでいかなければ子供を守れないという方向性を出していただいて、教育委員会といたしましては、この方向性に沿った形で12月1日に、当時仮称ではあったんですが、新治地区子ども安心・安全協議会、この設立準備会を開催いたして、子供たちを地区でどのように守っていくのか、活発な議論をしていただきました。その結果、12月19日に新治小中学校に事務局を置く「新治地区子ども安心・安全・育成協議会」、これが立ち上がりまして、子供の見守り隊、こども110番の家、こういった児童生徒を地域で見守る活動が、いまだに継続して推進をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、この新治地区での取り組みを、本みなかみ町の児童生徒を地域を含めて見守る活動のモデルといたしまして、モデル地区の取り組み状況を検証して協議会の構成員をどう広めていくか、拡充していくか、それから活動方針など、こういったことも、やはり変化に、いろいろな社会の状況の変化に伴って見直しをしながら、その他の小中学校区でも同様の取り組みを展開していけるようにということで進めております。

これを受けて、具体的には月夜野中学校区におきましては、平成24年度にこの準備会が立ち上がりまして、古馬牧小学校、桃野小学校、月夜野北小学校のそれぞれの学校におきまして、児童生徒を地域で見守る活動が展開されてきており、特に古馬牧小学校においては、「古馬牧っ子安全ネットワークの会」という名称で、地域の方々によって子供たちを見守ってもらい、いざというとき110番の家、これを活用していただいて、活動が展開されることを踏まえまして、3つの小学校が一体となって取り組み、意見交換ができるよう、安心・安全育成連絡協議会の立ち上げに向けて、特に安心・安全ベストを配布するなどして、学校の活動支援をしているところでございます。

今後につきましては、水上中学校区、さらに藤原中学校区も含めまして、それぞれの地区においての安心・安全の取り組みが円滑に進められる段階になった時点で、今後、地区ごとの取り組みに対する意見交換、それから連絡調整、こういったことを図るために、町全体としての組織の立ち上げも視野に入れながら、教育委員会としても進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（河合生博君） 林議員。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） このパトロール運動が新治地区で始まったのは、15年ほど前の新治村の小中学校で、20万円の予算でパトロール用の帽子150個などをそろえたというのを記憶

しております。その後、新町みなかみ町となりまして、帽子やベスト、また自動車に張りつける「こども安全パトロール中みなかみ町」と書いてあるステッカーなどが整備されております。

現在、子ども安心安全・育成協議会のメンバーの人たちは、新しく学校が統合された等もございまして、通学路をスクールバスで通過してしまうところの人たちは割愛されているようなメンバー構成になっております。それで、今の新しいこのメンバーは、帽子、ベスト等がもう新品できれいなんですけれども、以前に委嘱されましたメンバーの帽子やベスト、またこういったステッカーなどは、もうかなり古くなっております。また、高齢の方で亡くなられた方もいらっしゃるしまして、その方にベストだとか帽子だとかを返却してくれとなかなか言いづらくて、そういったものの個数が不足してきているというお話を、報告を受けております。そういった状況について対応を、処置のほうをお願いしたいと思うところであります。

そのメンバーの中には、新しいメンバーだけで、古い今までの私どもなんかいないのかいというような意見もございまして、ぜひその辺への配慮をお願いしたいところでございます。

ことしの1月に、みなかみ町通学路安全維持会議が立ち上がりまして、みなかみ町の通学路交通安全プログラムということで、通学路の安全確保に関する取り組みの方針ということで発表がございました。これは平成24年に全国的に登下校中の児童生徒が失踪する事件が相次いで発生したということから、各小学校の通学路について、関係機関と連携して緊急合同点検を実施して協議してきたと理解しております。

また、ことし6月1日より改正の道路交通法が施行されまして、自転車による交通違反がより厳しく取り締まられることになってきております。これらも踏まえまして、このプログラムで行ってきました歩道整備や防護柵設置などのハード面の対策、それから交通規制や交通安全教育のようなソフト的な対策等ございましたら、進捗状況など具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

町のほうでも、それぞれの関係団体と道路の安全・安心対策として、交通安全プログラムについて合同点検を10月20日及び26日に行わせていただきました。そこで、それぞれの危険箇所の合同点検を行いまして、今後、すぐ整備できるところを予算計上して、順次対応していく等を整理して進めさせていただいているという状況にあります。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 子供はこの町にとっても、国にとりまして宝もございまして、この子供たちの安心安全のための環境整備をしていくのは、我々大人、そして町の義務だと考えます。こういったパトロールをしていれば、犯罪や事故に絶対に遭わないのかと言われれば、否

定せざるを得ませんけれども、少なからず犯罪の抑制や事故防止につながっていくということでございます。この運動を行っていない地区で、こういった犯罪や事故が起きてから、こういったパトロールを始めるというのでは取り返しがつきませんので、ぜひ各学校、地区ごとにいろいろな内情等も地区の特色もあるので、町全体でのこういった一連の一斉のパトロール等は困難が予想されますけれども、町からぜひこのこども安心安全パトロールをしませんかということで、各行政区へ投げかけるということはできるんじゃないかと思っております。

総合計画の中に、子育て支援充実の項目で、町民の役割ということで、子供たちに声をかけたり、子供を育成する活動に参加したり、子供を見守る活動に協力するなど、地域で子育て支援にかかわるとございます。また、防犯対策推進の項目で、地域ぐるみで防犯活動に積極的に参加するとあります。ぜひ、みなかみ町全体で、この地域の子供は地域で守り育てるということで、町民としても安心して子供を育てられることができるという満足感を醸成できるような環境整備ができることを希望して、この質問を閉じさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、最後の質問になります。

第3質問が、みなかみ町の観光促進についてでございます。

観光アドバイザー制度や誰でも町政に簡単に意見できるシステム構築について質問をいたします。

現在、本町は観光振興の一つといたしまして、海外からの観光客誘致を推進しております。その成果といたしまして、台湾からの観光客が急増いたしました。以前は年間800人程度だった海外からの観光客数が、昨年は1,700人、ことしは3,600人と右肩上がりの状況でございます。この台湾からの誘客にご尽力賜りました方々に感謝の意をあらわすところでございます。

現在、この喜ばしい状況により、多くの観光客の増加が、もっともっとより多くの観光客の増加が期待されているところではございますが、しかしながら、このブームも一過性で、一度行って見たからいいやではなくて、リピーターとして何度もこの我が町を訪れていただければなりません。それには、来町して下さっております海外からのお客さんのニーズを捉え、そのためのアンケートですとか、関連する業者の取り組みなどを見直す必要が生じてくるものだと思います。

国が違えば、文化や習慣もおおのずと違ってまいります。これらの事例も踏まえて、特に海外からの観光客に対するアドバイザーなどが重要となってきます。また、町民の方々の中にも、いろいろな意見やアイデアをお持ちの方がいらっしゃいまして、事あるごとにいろいろな質問をいただく方もいらっしゃいます。こういった意見をうまく吸い上げて、よりよい町政につなげていってほしいなと考えているところでございます。

みなかみ町総合計画の中の観光振興というところに、地域が一体となって観光地としての魅力を高め、長期滞在者やリピーターの確保、外国人や教育旅行などの幅広い観光客の誘致に取り組む必要があります。また、国際的にも魅力ある観光地としての受け入れ環境を整備し、海外からの観光客誘致を推進しますとあります。

観光アドバイザーですとか、誰でも簡単に町政などに意見ができるシステム構築について、どう考えているのかお聞きいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのご質問です。

リピーター率、リピート率を上げていく、そしてそれぞれのお客さんのニーズに合った形での情報提供、これは当然のご指摘だと思います。町の観光振興につきましては、ことしの7月に観光会議というものを立ち上げまして、課題の洗い出しをやっているところで、すし、分科会として5つの分科会が設置されております。これについては、インフラであるとか情報、そして組織経営、マーケティング、ブランディング、それぞれの分科会の中のテーマもたくさんございます。今お話にいただいた内容が、それぞれのところに入っているということです。

このメンバー構成につきましては、全体で若手経営者を中心として23名、それにアドバイザーなりオブザーバーとして役場の職員、アドバイザーが入るという形でやっておりますが、大変熱心な議論を多く重ねていただいておりますし、観光会議自体については、一月に1度はやると。その間に必ず分科会を開くということでやっていただいております。

その中において、今ご指摘のありましたような数々の指摘、あるいは、それをどういうふうに生かしていくのかといったようなことについても検討されているところでもあります。今一言で申し上げますと、各種の観光、ここが足りない、こういうところがあるともっといいといったようなことについては、非常に数多くのチャンネルから入ってきているというのが現実でございますし、いわゆる観光について、例えばインフラであるとかマーケティングであるとか、ブランディングであるとか、それぞれの分科会等でアドバイザーをお願いして勉強もしているということでございます。

したがって、断片的な情報については、例えば事業者を通じたり観光協会を通じたりと、そういう形でも入ってきておりますし、総合的なアドバイスを受けながら組み立てるとするのは、観光会議のもとでありますので、そういうふうに入れてまいります。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 私がちょっと期待していたのは、台湾からの職員の方が半年ほどこっちに来るといってお話を聞いたときに、そういった人が台湾の人の習慣だとか文化、こういったところは日本に直してもらいたいみたいな意見が、アドバイザーとしての意見として聞けるのでうれしいなというような感じはあったんですけども、その人が来る来ないというような話はどうなったか、今わかりますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまの話、具体的に台南市から職員を招聘したということでは既に観光課のほうに来ております。アドバイザーというよりも実務をやってもらうということで、当然のことながら、台湾からのお客さんはこういうところが好きだとか、こういうところについてはこういうデータを整理したほうがいいのか、こういう情報発信の仕方がいいのか、これについては実際にこれから仕事を始めてもらうところです。

また、似たような話で、タイ人に向けてはどうだということにつきましては、これまたアドバイザーをお願いして、タイのお客さんについては、こういうことを気をつけなきゃいけない、あるいはこういうものであるとよくなるといったようなことについても、お手伝いをさせていただいているところであります。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 観光会議のメンバーの人たちがいいとか悪いとかというお話をしているんじゃないんですけども、そういったところで専門の方の意見を、またいただきたいなというところのお話をさせていただいております。

例えば、まちづくり協議会なんかもあるんですけども、そういったところで町民の話とかが聞けるんじゃないかというようなお話もあるんですが、町民の人でアイデアが出たときに、わざわざそういったかた苦しいようなところに出ていくんじゃなくて、簡単にそういった意見を述べるようなシステムはないのかなというようなお話も聞きます。

例えば、みなかみ町のホームページの中に、ご意見箱みたいところをつくっていただいて、誰でも簡単に町政へのそういったお話ができるようなシステム構築ができると、よりよい意見が、いろんな意見が出ると思いますし、町長も大変だとは思いますが、そういったお話ができて、それが少しでも吸い上げて町政にプラスになれば、よりいいなと思っているところでございます。

時間のほうが来てしまいました。もう少しあったんですけども、ぜひこういったアドバイザー制度ですとか、自由に意見をできるようなシステムを構築していただきまして、いい町政に対してプラスになることを希望いたしまして、本日の一般質問をお開きとさせていただきます。

議長（河合生博君） 10番林一彦君の質問を終わります。

通告順序3 13番 原 澤 良 輝 1. 活かせるか「町の総合戦略」

議長（河合生博君） 続きまして、13番原澤良輝君の質問を許可いたします。

原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝、議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

安倍首相も最近最低賃金を1,000円にして、企業の内部留保を賃上げに使わなければ、経済の好循環はない、それから、幼児教育を無償化して子育てを支援するというような言い方をしております。10年くらい早くしていれば、地方の疲弊はこんなに進まなかったと思うと残念でならない気がします。

今回の一般質問ですけども、町でつくり10月に発表した総合戦略について質問させていただきます。

既に80ページにわたる報告書をいただいているので、第一次回答をもらったと思って

います。

そういった中で、この80ページにわたる報告書について、このまま実行に移せば非常にいい政策、町民も生きがいを感じ希望の持てる暮らしができると思われるところがあります。そういった中で、11月21日に高経大で行われました未来へのシンポジウムも聞かせていただきました。町長の考えについては、それなりに理解をしたつもりであります。ただ、そういった中で、総合戦略を読ませていただいて幾つかの課題がありますので、その点について質問をさせていただきたいと思います。

人口ビジョンと総合戦略という形で発表されておられます。人口ビジョンのほうについては、2万1,300人を60年に1万2,000人にするというふうな計画になっています。増田ビジョンというのが以前に出されて、消滅都市みたいな言い方をされて、非常にその地域に住んでいる人たちは諦めみたいな感じを持ったという気がするところもあります。余りいいイメージじゃないと思っています。

この報告書で、町の独自推計で2110年ですか、が1,638人という形の推計も出されています。こういったことを考えまして、この1,638人というのを出した意図とか、そういう目的みたいなものはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘のとおり、みなかみ町としての地方創生、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、10月末に策定したところでございます。

これにつきましては、昨年の法施行、「まち・ひと・しごと創生法」に基づきまして、全国の市町村、県、市、区、町村、地方版の人口ビジョンと総合戦略を策定するということが法律の努力義務になっております。これを受けた中で、我がみなかみ町として、以前から町の将来方向ということで、1年半にわたりまちづくりビジョン委員会のほうで、まちづくりのビジョンを検討いただいております。この答申を3月27日に受けておりますので、それをベースとして、国が策定した長期ビジョン及び総合戦略を考慮しながら、幅広い有識者に参加していただいた地方創生総合戦略推進会議、これも組織しまして、その検討を受けながら策定したところでございます。

これにつきましては、10月末という一つの一応の区切り、これまでに策定した市町村が群馬県内で5市町だけというふうに聞いておりますし、具体的にはアドバイザーなり、そして田村参与のご尽力で、みなかみ町については、この総合戦略そのものの作成を大手地域計画コンサルタントに委託せずに、ある意味自前でつくったということについても、35市町村で1つだけと聞いておりますので、そういう意味でも自信を持っているところでございます。

今のご指摘の諦めというところについて、どういうことなのかということとはございますけれども、人口トレンドの話につきましては、きちっとした現在の人口の動きの中で、100年後も推計して、これを提示するというところについてやったということでございます。当然、独自推計ということにはなっておりますけれども、ご承知のとおり、みなかみ町につきましては、3万5,000人のピーク時の人口が、この間ずっと減ってきております。

このトレンドを100年後にどうなるかという数字をつくれば、1,636人になると。これは現在の傾向値をそのまま推計したときに100年後にどうなるかということですから、現代の加速度的に人口が減少しているという事態を率直に推計すれば、この数字になるということでございます。

この数字を出して、どういう意味があるということではなくて、100年後の数字としてこれを出している。政策目標値としては、私はやはり2040年の人口推計、これをどう持っていくかというのが実際に大事だと思っておりますし、これについてはこれで検討しております。

なお、概計数字として2010年と比べての50年後ということで2060年、7,149人という数字も出しております。2060年、これも見ながらですけれども、やはり2040年、これから25年の間にどう政策を展開するんだ、このことのほうが大事だというふうに思っております。

今の数字だけに再度率直に答えさせていただきますと、最近の人口減少のトレンド値を100年後まで延ばしたというだけのことでございます。つまり、我が町は100年後に1,636人だから諦めましょうと決して言うておりません。改めて、ほかのところにも書かせていただいておりますけれども、不都合な真実ということについても、このままではこうなるよということをきちっと全ての町の関係者に理解していただいて、そのために対策は早くしなければいけない。そしてまた、その対策につきましても、選択と集中という考え方を徹底せざるを得ないと。この辺についても総合戦略の中に明確に書かせていただいたところでございます。

推計値であるとか、あるいはそれに進めるための選択と集中といった話については、それぞれの分野では非常に抵抗感のあるものもあろうと思っておりますけれども、そういうことをしなければいけないということをきちっと書いて、きちっと認識していただいて、その中で町民の総力を上げて対応していくということが大切だということで書かせていただいた次第です。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） この計画自体は、27年から32年までの5年間となっています。なるべく諦めるということじゃなくて、頑張っていきたいなという希望が持てるような数字というか、それがいいと思っております。なるべく対策は早いほうがいいという立場で、これを実行していくために町政の町政戦略室を提案して、縦割り組織の廃止、地産地消システムによって地域で資源を循環し、地域を運営する組織への変換ということで、非常に短い期間で、これを実行に移す場合、どうにかできるというのがあるんですか、その辺のところを。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今年度、検討の中で町政戦略室、こういう字を書いております。これについては、ビジョン検討会の計画等も踏まえた話でございます。このときに、縦割り組織の廃止というふうには言うておりますけれども、縦割りの弊害に横串を通す必要があると、総合的な地域経営をしなきゃいかんという認識の問題です。したがって、全ての課をなくして、

ばらばらの組織にするということでは決してありません。それぞれの分野ごとの単位行政を展開するということは必要でありますし、その中で単位間連携を図ることが重要であるというふうに理解をしております。

その中で具体的に、この中にも書いておりますように、介護・医療制度の改革であるとか、教育のあり方、あるいはTPPへの対応、行政サービスの多様化する中での対応の仕方、社会構造変化のための対応、こういうものを考えますと、横の連携というのはますます重要だという認識を書かせていただいたところでございます。

あえて言うと、今回の総合戦略の作成についても、あるいは先行型の交付金等々の調整においても、国のほうが現在、組織を横につなげると、有機的につなげるということ、内閣府の役割を強化しているという点があります。内閣府との対応、これもまた逆の言い方をすると縦割りじゃないかと言われるかもしれませんが、内閣府の活動に対して、我が町で企画部門なり組織内の連携が大切だというふうになりますので、言ってみれば、内閣府がやっている各般の問題として対応する組織ということについて考えなきゃいかんだろうと。それが町政戦略室という名前になるか、あるいは違う形になるか、これは全くまだ検討中ですが、横の連携の町政の必要性がますます高まっているということを書かせていただいたというふうにご理解賜りたいと思います。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 総合戦略をつくるということで、屋上屋を重ねる形にならないようお願いをしたいと思います。非常に期間を急がなければならないと思っています。

あと、最近では新聞でもユネスコエコパークについての申請の許可が出たという話も聞きます。高経大でもそのようなことを評価する発言者もおりました。ユネスコエコパークの見通しはどのようなのでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今の総合戦略室、これ総合政策課と両方あったらおかしいだろうと、それは検討の途中で当然出てくると思います。総合政策課をベースに総合戦略室とするか、総合政策課の中にその機能を持たせるか、これについてはこれからの検討事項です。当然、ご指摘のところはよくわかります。

ユネスコエコパーク、誤解があるんだろうと私は率直に思っています。ユネスコエコパーク準備室もつくっておりますし、ユネスコエコパークの活動に向けて、努力している職員ともいつも意見交換をさせてもらっていますけれども、少ししゃべらせていただきますと、我がみなかみ町は利根川源流の町です。先ほどの林一彦議員の質問の中にも環境と共生した町というお話もありました。首都圏3,000万人の生活と産業を支える水源地ということで連携していますし、清潔な水を守るとか、森林を整備する、これは森と水、防人宣言にも示してあるように、我が町の重要な使命というのがあります。そして谷川岳等を代表とする利根川源流の町で、もともと蛍が飛び交う里山を持ち、18カ所に及ぶ温泉郷を持ち、そしてきれいな水と緑、自然あふれる町と、これが我が町の個性です。

つまり、これをどうやってきたかという、農村景観を生かした須川平の農村公園構想

がずっと動いていましたし、効果もあらわしています。そして源流の豊かな自然を活用した藤原地区の奥利根水源憲章の取り組み、これはずっと行われてきています。そしてまた、「谷川連峰、水と森の防人宣言」、これは共通して行われた地域が現みなかみ町の構成町村の代弁者として、このように早くから我がみなかみ町については環境、これを生かして、人に来てもらわなければいけないという認識がきちっとあったんだと思います。

また、みなかみ町になってからも、エコタウンみなかみ構想であるとか、みなかみ・水・「環境力」宣言、そしてふるさと納税についても、みなかみ・水・「環境力」宣言に合う基金ということでお願いしているところです。

そしてまた、議会の大変なお力添えいただきまして、というか議会のお力で、地域の自然を生かしながら適切なアウトドア利用をしようじゃないかと、アウトドアスポーツ振興条例も制定しています。そして、赤谷プロジェクトという著名な活動も行われておりますし、先ほど話もありました谷川岳エコツーリズム基本構想、これも策定してきています。つまり、我がみなかみ町については、環境と共生して地域を大事にし、その中で「守る」「活かす」「交わる」と、このテーマを掲げながらまちづくりをしていこうと。したがって、この間、20年、30年、みなかみが新設してから10年という言い方でもいいです。ずっと環境を大事にしながらか進めていこうというまちづくりをやってきました。

その表現として、ユネスコエコパークの理念が合致するので、それについて評価してもらったらどうだろうかということで準備書面を用意したところです。この準備書類については8月に提出したところですが、日本ユネスコ国内委員会が11月19日でありますけれども、内容的にユネスコの示す基準に合致した準備になっているので、本申請に向けて準備を進めてくださいという趣旨の検査結果の報告があったということですから、これはこれで積極的に取り組んでいきたいと思っています。

したがって、ユネスコエコパークに認定されるということが目的ではなくて、これまでのみなかみ町のまちづくりの方向を、改めてユネスコエコパークの基準で、きちっと合わせていって、これについては総合戦略の中にも書いておりますし、あえて言わせていただくと、真ん中の保全区域、そして緩衝区域、それから移行区域、つまり、守り発展させながら、多くの方に来ていただくと、そのゾーニングを町全体に対して設定するというございますから、ユネスコエコパークに認定されるということは目的でも何でもなくて、それに向けての基準でまちづくりをさらに進めていきたいと。このまちづくりの進め方については、この間も進めてきた問題であるという認識です。もちろんスケジュール的にどうなのかということにつきましては、2年後の認定というのを、当然作業としては目指していくということで考えております。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） わかりました。

私も100年不抜の森構想ということで、森林に手を入れない方法もあると考えています。私も観光というのは地域の総合産業だというふうに考えています。

議長（河合生博君） ちょっと原澤さん、マイクもうちょっと離れて大丈夫なので。

13番（原澤良輝君）　　そうですか。すみません。

総合戦略ですね、観光について取り上げているんですけども、庁内の関連組織が乱立し、大きな力になっていないと、こういう指摘をしています。観光協会、行政のかかわり方にも問題を投げかけていると考えたんですけども、この投げかけ方に対する町長の考え方は。

議長（河合生博君）　　町長。

町長（岸　良昌君）　　率直に申し上げて、これはビジョン検討委員会の中から出てきたものを、そのまま引っ張ってきています。行政がつくる文書に、それをそっくりそのまま残していいのかということは議論の余地があると思いますけれども、ここのところも、先ほどちょっと切り口が違いますが、不都合な事実であっても、ご指摘いただいたものは明確に意識しながら、それを整理していこうじゃないかと。ここのところの観光が地域の総合産業であるということについては、全くそのとおりでと思いますし、地域の農村景観、さっきも申し上げました、等を含めて、やっぱり観光にとっても大事なんだということです。

関連組織や内部調力を持っていないと書きました。これは不都合な事実として、そういう指摘もあるということで書かせていただいています。これについては、総合戦略としてもしてもらいたいのです。先ほどよそのところでお伝えしたように、観光会議というところで、これを何とかする方法は何なのだろうか、問題点が何であって、いろいろな視点からどういう解決方法があるのだろうか、これを熱心に議論していただいているところです。その検討結果をいただくというのは、私としても非常に楽しみにしております。

先ほど観光会議のメンバーの話をしましたけれども、課題別に分科会を組織して、本当にそれぞれが月一度のペースで、いろんなさっき申し上げた項目にわたって、まさにかんかんがくがくの議論をしていただいています。町内には随分元気のいい、あるいは視点の広い、あるいはそれぞれの分野について議論のできる方がたくさんいるんだなど、改めて見直しているところですけども、この検討結果については、非常に期待しているところです。

組織的に新たな組織、今国がよく言うDMOという形をつくるのか、みなかみ観光会議をメインに置くのか、あるいはそのときに18湯というそれぞれの中にある地域づくりの組織なり、旅館組合等々をどうするのかという組織論については、まだ踏み込みませんが、全体として総合力を発揮するというのを、きちっとこれから再度をやっていかなきゃいけないという認識は持っております。

議長（河合生博君）　　原澤君。

（13番　原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君）　　そういうものだけの指摘を踏まえて、いろいろない結論が出ればいいのかというふうに思っています。

温泉街のリノベーションというふうな言い方で、使われなくなった旅館が朽ちてきている、その問題も取り上げて、この報告書では、温泉旅館を取り壊すのを新たな投資というふうに考えて扱ってはどうかと、そこで仕事ができるとか、そういうふうな問題の切り口をしているんですけども、これはどういうふうなことなのでしょう。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 確かに温泉街のリノベーションは投資であるという書き方は入っています。

これについては、先ほどの過疎計画の中でもご説明しました。つまり、廃業した旅館やホテルが温泉街のメインストリートでイメージを損ねていると。これは前からの懸案で、私だけでなく、ここにいるみんなが共通認識している問題だというふうに思っていると思います。

けれども、これの具体的な方策は検討しなくてはなりませんけれども、実現するためには、実際に今そこを持っている所有者の方の理解、あるいはその方の同意、あるいは取得するのかと、これらのほうが非常に難しいと、何度もご説明しているとおりでございます。

そして、投資という言い方につきましては、過疎計画の提案理由で説明をさせていただいたとおり、施設の除却というものが起債の対象となったということでもあります。つまり、壊すということは、景観を形づくるための投資なんだよという見方ができるということを改めて強調しているというふうに私は理解しております。

おっしゃるように、景観をつくり上げるということについて、地域に、観光地にとって特に非常に大切なことですから、それに対する投資が危険回避であっても、投資という見方で踏み込んでどうかという提案があり、それを示したということでご理解いただきたいと思います。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 直さなくては、取り壊さなくちゃいけないというのは、観光というか、温泉街だけじゃなくて、町内全体を見渡しても、幾つかあるんじゃないかなというふうに思っていますので、そちらのほうも目配りができればいいかなというふうに思います。

農業法人の設立をしてというふうな形で、農業の手助けをするというふうな形になっていると思います。町の農業を含む景観というのは、専業農家だけではなくて、小規模農家も含む全体の力で保たれているんじゃないかなと言います。TPPなんかも含めて、国は大規模化を進めているんですけども、国とは違って町が意欲ある農家を応援していくというふうなことも必要だというふうに思っています。JAなんかと行政が同一フロアに勤務して、密接に連絡し、地産地消に必要な数量とかを調査して、作付を調整したり、いろいろ日本系、農業系大学など新規就農を目指す人たちもいるのですけれども、こういうところに農地を貸与したり、農業機械をも貸与するというふうな形でのPRをして、新規参入を導入してはどうかということについてはどうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 大変いろいろご指摘いただきました。

どれだけお答えできるかわかりませんが、さっきも申し上げましたように、農業景観、農村景観そのものが大事なことであると。その農村景観を守っているのは大規模農家だけじゃないよと。これは当然のことだと思いますし、我が町、あえて農村景観を観光資源と言わせていただければ、さっきご説明したとおりですし、農村景観をきちんと維持

すると、これは非常に大事なことだと思っています。

そのときに何かというと、今現在農業に従事していらっしゃる方が、70歳以上の方の半数が農林業、逆の言い方をしますと、農林業に従事しているという国勢調査の1,000人のうちの半分以上の方が70歳以上ということですから、今後、地域の農業をどうやっていくかと……。今の数字は5年前の国勢調査です。今回の国勢調査では、もう少し大きくなると思います。そうなりますと、やはり農地を守るためには、農業をやっている人を育てなければいけない。それについて施策として農業法人、特にみなかみ町の場合、実際農業法人として、みなかみ農村公園公社等もありますし、新たな農業法人、今度の農地法の関連の中でいろいろ出てくると、そういうことについてもあり得るというふうに思っています。

そして、若手農業者による横の連携が図れるように、若手農業者懇談会等も計画していきたいというふうに思っています。リンゴ、サクランボ、果樹等に力を入れるとか、稲作について自家消費米が多いので、耕作放棄地が現在のところは畑に比べて少ないわけですが、これについても機械が壊れたとか、高齢化が進んだとか、年をとっちゃったということで放棄されるということもあると思いますので、それらの受け皿というものはきちっとつくらなければいけない。

そしてまた、農産物の地域の食材、今農協とのという話がありましたけれども、ここは率直に言って、その連携のために、例えば農政課をJAを同じフロアにするということになると、行政の一貫性がちょっと欠けますので、これちょっとまた個別の問題として十分に連携するということになろうかと思っておりますけれども、地域農産物のブランドについては、水月夜、ぐんま名月、マイタケの「すくよか」、シイタケの「命(みこと)」等進めていますし、今後もブランド化を進めていくということです。

そしてもう一つ、今、日本農業経営大学についてご指摘がありました。

実は先月の27、28日に藤沢の日本大学生命資源科学部で全国農村サミットがありまして、議長も副議長も多くの議員さんにも行っていただきましたが、そのときに日本農業経営大学の堀口校長の報告がありました。その中で、教育と修学後の就農についての報告もありました。そしてその中で、民間主導で大学で、全寮制で1学年が20名だと、そして農業力だけではなくて、経営力、社会力、人間力、これを総合して身につけることを目的としていると。そして卒業研究としては、自分の経営計画を作成するのが義務づけられているといったようなご説明がありました。学費はかかるけれども、さまざまな支援策があるというご説明もありましたし、新規就農に当たっての教育は有効という感じがしたところです。

したがって、年間20人ということですが、必ずしも満杯になっていないようですので、我がみなかみ町にそういう意識を持った人材、若手の農業を志す人という意味ですけれども、そういう方がいらっしゃれば、具体的な支援というものもできるのではないかと印象を持ちますが、これについては実際の講演を聞いていらっしゃる議員さん、ここにたくさんいらっしゃいますので、ご判断していただいて、それに適切な方がいらっしゃれば、お話というか私がメモを読んだ範囲では、ご指摘のように新規就農、経営力を

持った新たな農業者を探すという意味ではいい手法かなと感じた次第です。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） いろいろな対策を講じていただきたいというふうに思います。

総合戦略の報告書の中で、里山の整備というか、森林資源の活用ということで、従来とちょっと趣が変わるような方向性を出させて、経済効果だけじゃなくて、2つの方向からの効果を合わせて、十分経済効果が出ればいい取り組みをしていると思います。里山整備と鳥獣害対策、それからバイオマスの発電だけじゃなくて、まきにして薪暖房すると、そういう取り組みをすることによって里山整備を進めていく形と、それからまた、森林の使い方についても提言をしています。森林整備の方法とか、里山整備の方法についてはどうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 里地里山整備、これ本当に大事だと思っています。鳥獣害対策もそうですけれども、それ以外にも観光にとって景観形成の面からも非常に重要だというふうに認識しています。そして、ご存じだと思いますけれども、群馬県の緑の県民税、これは割と我がみなかみ町は積極的に活用させてもらっています。これで、里地里山整備を進めていると。それについては、一番わかりやすいのが、矢瀬親水公園の南側の県道の下ののり面の竹林伐採に使わせてもらいました。これについては、非常に事業効果が見やすいということで、県からも調査に来ていますし、評価が高いということで、これのPRもしていきたいと思っております。

そのような形でこれからも、もうちょっと奥にも含めて、里地里山整備、これを強化する必要があるというふうに考えています。これについては、どういう形でいくのが一番展開しやすいのか、どういう方に実際の参画をお願いするのかというあたりについて、まずさまざまな関連する分野の人を集めた検討を進めるという具体化に向けて、つい先日ですが、農政課長に改めて指示を出したところです。

そして、森林資源の循環プロジェクト、これについては、9月の補正で認めていただいたんですが、日本観光協会の交付金、グリーンプラン・パートナーシップ、これを活用して、町内の森林資源の賦存量の調査であるとか、森林関係者のヒヤリングなど、現在行っています。今後は、森林資源をどう運び出すのだと、あるいは木質バイオマスの導入の可能性はどうなんだろうかと、そして森林資源循環の仕組みの構築ということについて、各関係者と委員会を開催して、意見交換をやる予定にしています。

その中でも、薪暖房の可能性ということは議論になるとは思いますけれども。薪暖房については、ご存じのとおり、今までも使っている人は使っている。火の姿がきれいなんです。とはいいいながら、やはり燃料物としては重たいとか、管理に手間がかかる。やっぱりマイナスも多いといういことで、實際上、進まないというのが今までです。だから、そのところ、こういう支援の方法があればそこが進むんだといったような案が出てくれば、そのことについて改めて検討するというのもあるかと思っています。

個別の話はともかく、里山の整備と、森林里山の整備と、これは特にみなかみ町にとっ

て、森林面積も多いですし、いわゆる山との境界部分というのは非常に多いですから、大変重要な政策項目だという認識を持っています。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 木質バイオマスでも発電に使われるのは2割と、それから熱効率、熱に使うのが8割くらいと言われていています。そういった面で、一つに方向づけることだけじゃなくて、全体を合わせて、森林資源なり里山を利用していけばいいと思っています。

報告書の総合戦略は基本目標を3つ定めてあります。2つ目としては、やっぱり子育て、人の移動の問題を取り上げています。このところは、いろいろ計画をつくる段階で、町は自前でつくったということで、いい計画ができると思っています。このところの表現というのは、人の流れを変えるというのは、何か全国的な同じような表現になっているかなという気がいたしました。

良質な住宅環境で住宅を確保することも若者が定住するために必要と思っております。上毛高原を起点として新幹線が通っていますので、新幹線を使って東京なりに通う人たちがいると思います。そういった人たちが、町の住宅は安くというふうな形で利用できるんじゃないかなと思います。

もう一つ進めて、都会の企業に社宅を作ったり、住宅の補助金を出すよりも、新幹線通勤をさせたほうが得なんですよという形のPRをしたほうがいいと思っています。こういう考えは、どうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 質問の前段の自前でという話と、それについては全国のいろいろ書いてあるのに似ているよ。これは当然のことながら、田村参与にいろいろアドバイス、調整してもらいながらやっていますので、全国の会議で出た文言、言ってみれば、DMOであるとかCCRCであるとか、それについては、我が町にDMOもCCRCも適切だということを入れてように、表現が似ているというのはあると思います。

ただし、繰り返しになりますけれども、どこから報告が来て、その報告書を聞いて、これですよと、担当部局だけが計画しているということじゃなくて、検討の過程で多くの人のヒヤリングをやっていきますし、多くの方に意見をいただいています。それらの方が、自分の計画だという主体的な感覚を持っていただいているだろうということについて、我がみなかみ町の総合戦略のよさ、特徴があるんだと、これはまた自負しているところでございます。

さて、今の住宅、企業に対して新幹線通勤をするようにということでPRしたらどうかということです。今の切り口については、特にこの間、書きませんでした。これは何かというと、新幹線通勤で都会に通ってくれというのは、今から10年、15年前、そういうのが随分はやりましたけれども、やはり今の企業はそこまで負担できないということで、一時期下火になったということを記憶しております。改めて現時点で、企業のいろんな費用の状況の変化であるとか、あるいは、大企業で人材を求めているとか、あるいは逆に都会に住む人が地方に住みたいとか、そういうニーズとマッチして企業に売り込んだらどう

だという視点だろうかと思います。それについては、まだ今のところ考えてはおりませんでしたけれども、きょうのご提案の中で、これからどうするのか、そういうリアクションを受けてくれる企業があるのかどうなのか、少し動いてみたいというふうに思っています。

その場合、新幹線通勤へ対する通勤費の助成というのは、これは二、三年前にお答えしたと思いますけれども、私は非常に難しいと思っております。それは何かというと、約110名の新幹線通勤がいらっしゃるといふふうに聞いていますけれども、その内の恐らく3分の1程度はみなかみの住人かなと。そこのところでどうするかと。月々東京まで行くと12万ですから、これに対してどれだけの助成をすると効果的なのか、あるいはそのときに、この前も言いました、率直に言って、東京で働いている人は俺の給料より高いんだよねと、町内の方がすぐ反応するんだと思います。そこのところに特定した補助金というのは、実際につらいなと思っております。もちろんそういうことをきちっと検討した後、効果的だということであれば、この議場でご相談するということになるかと思っておりますけれども、なかなか難しいかなというのは思っています。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） この前、町内に来て、町内から通勤している人も、大分年数がたったので、そういう経験も話をしてくれます。

CCRCの構想というので、高齢者向けという理解をしていますけれども、高齢者というのは、結構いろいろだまされるというふうな状況もあるので、そういったときに、やはり信頼される業者とか、そういうものにやっぱり行政側がある程度関与していく必要があると思いました。いろいろなそういう高齢者の住宅関係で、やはり全国的にブラック企業というふうに名前を挙げられているところが、巷で噂になって、みなかみにも手を伸ばしてきている話も聞いているので、そういったところも注意をしていただければいいと思っています。

子育てということで、出会いの場を確保すると、提供した団体に助成をすとか、住宅の関係もあるので、町営住宅、大分あいているところがあるので、これもリノベーションして整備をしたほうがいいと提案をされています。新築や遊具を充実させていけば住環境も住みやすくなるかなと。

それと、出産祝い金を増額することや、先ほども言ったのですけれども、幼児教育の無償化をPRできるような体制をつくって、若者が子育てしやすい町をつくって、そのことの経済的負担に対する若者へのPRですけれども、必要と思っております。その辺のところをお願いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） CCRC、これについては民間が勝手にやってくれということでは決してないと思っています。確かに民間の方がCCRCと言わずに高齢者介護施設をつくっているといったようなことはありますけれども、CCRCについては、どういう形で展開するか、まだCCRCと、つまり若いころに来ていただいて、そしてそのまま住み続けてもらう、まさにCCRC、コンティニューイングケアリタイヤメントコミュニティということですよ。

から、年とって動けなくなった人に来てくれということでは決してありませんし、我がみなかみ町の首都圏からの距離感であるとか、あるいは先ほどからいろいろ議論しております資源のよさというものについては、C C R Cに活用できるんだろうと思っています。

そして、今具体的にお話が示唆的であった部分については、私も会ってお話をしている人が、相当強引な経営者であって、ある意味ブラック企業だというふうに言われているということも承知しています。その方が、どれだけみなかみに興味を引き続き持っているのかどうなのか、ここのところは私は承知しておりません。

当然、C C R Cということになると、民間企業者の参入であるとか、あるいは、これについては、1月13日になりますけれども、医療法人のパテラ会、社会福祉法人三国塩原会理事長の櫻井先生が発起人となりまして、「みなかみ町介護医療従事者の会」というのを発足させていただいて、介護なり医療の事業者が、みなかみ町地域包括ケアシステムの構築に向けてというものの提案を予定されているということですから、これのご提案いただくことについては、非常に期待しているところです。

その中で、これ以外につきましても、C C R Cを検討するというので、今申し上げた組織と、相当人はダブると思いますけれども、町としてもお願いしようというふうには思っていますし、まさに将来活躍の町構想ということで進めています。そして、医療者、介護事業者のヒヤリングも現在させていただいているところであります。そして、現在も町内の関係者、C C R Cの町としての取り組みに協力できるところは協力したいと、一言で言うと、そういう形のスタンスで対応させていただいております。そして、地域包括ケアシステムをきちっと構築しないと、C C R Cそのものがうまくいかないんだといったようなこともご指導というか、ご意見をいただいておりますし、よく相談しながら進めていきたいというふうに思っています。

そして、出合いの場の提供であるとか、町営住宅のリノベーション、これについては、町営住宅のリノベーションに、みなかみ町の町営住宅全体としては数が余っている。地域ごとに必要なところが、さらにつくりたいと、非常に公営住宅制度のはざまに入っていて苦慮しているところです。しかしながら、維持計画を策定する中で、計画的にリニューアルしていく。そのときに若者の定住に向けて賃貸住宅建設の補助であるとか、あるいは町営の戸建て賃貸住宅の建設、これも本当はやりたいなと思っています。それらについての検討も進めていきたいというふうに思っています。

そして、子育て支援について具体的に幾つかご提案がありました。これらについては、担当課のほうで検討していくというお答えにしておきたいと思いますが、保育料の無料化については、ほぼ無料化、これは何かというと、この議場からご提案いただいて、その方向で24年だったと思います、進めさせていただきました。そしてまた、つい先般の予算でもお認めいただいて、三峰会さんが設置する「つきよのこども園」について、相当の補助金を出しております。現在、順調に進んでおりますので、それらについても、子育てに対するみなかみ町の支援の積極的な姿勢というのが、周りからも見え始めているということも聞いてうれしく思っています。議会のご提案を頂き、議会と相談する中で、子育て支援の充実等、当然必要なことだと思っております。できる範囲で、今後とも進めて

いきたいというふうに思います。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） この間、議会だよりで、町外から町に移住してきた人と若い人たち取材しています。その中で、やはり子育ての施策が充実しているから選びましたという回答をしてくる人もおります。ですから、やはりそういうのを、若い人たちというのはいろいろ注意深く選んでいると思っています。

それと、高経大のときに、島根とか鳥取はもう減り過ぎたというか、下まで行っちゃっているです。まだみなかみは、まだまだそこまで行かないのだという言い方をされたと思うのですけれども、お考えをお聞かせ下さい。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ちょっと先に言わせていただきたいのは、今の説明に入りますが、町外からの移住、これについては議会だよりで、いろいろインタビューしていただいたのを私も見させていただきました。この前にパネルディスカッションに出させて頂きましたが、地域づくり協力隊の話について言わせていただきました。私は地域づくり協力隊に反対でした。なぜかという、みなかみ町には年5人か3人か知らないけれども、自分で見つけてぜひ来たいと、自分で努力して仕事も見つけて、定住してくれている人がいる。その中に一人、二人のために町が支援しますよと。こんなことをやりたくないんだということではばらくやっていなかったんですけれども、やはり施策として活用すべきだということであったので、今年度から始めさせてもらって、有能な人来ていただいていますということも言わせてもらいました。

そして町外からの移住者というのは、そういう形でいっちゃると思います。

それで、島根県の話については、これは島根県に調査に行ったときもそうです。中国山脈の山側、これについては20年くらい前に減るだけ減って、ほぼ残っている人はいないと。外に出られる人はもう出てしまっ、そこからどうふやすかという議論ですから、邑南町の話はまだです。邑南町はやはり広島から1時間という距離感があるので、広島の方に来ていただいて、あれは町長さんのプレゼンテーションです、ペーパーですけれども、要するに地場産業としては農林業と介護であると。介護の人はみんな広島から来てもらっていて、移住者で若い人もみんな広島から来ています。それで、職場としては介護施設で働いてもらって、お母さんでもすぐ働けるように、すぐそばに保育園は必ず用意しています。住居もその近くに用意しますという総合的な展開をされているということがきちっとありました。そのことを含めて、いわゆる中国山脈の町、村というのは、20年前に人口減少が底を打って、そこからいろんな手段で、若干なりとも伸ばしているという認識があったものですから、それをずうずうしくも言わせていただきました。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 81ページの報告書で、これが実現できれば、町民は生きがいが出てくるかな、希望が持てるかなと読めます。ですから、これを自民党ができて60年だというふう

町 長（岸 良昌君） ただいまご指摘の話は、群馬県が行いましたパーソントリップ調査のことだと思います。

パーソントリップ調査というのは、どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で移動したか。いわゆる人の一日の動きを調べるもので、そこから鉄道であるとか、自動車、徒歩といった各種交通手段の利用割合、あるいは交通量等を求めるということができる調査であります。

今回の調査対象区域は、前橋・高崎都市圏と両毛都市圏に属する22自治体、80万世帯の中から無作為に選ばれた世帯のうち、満5歳以上の方を対象として調査したというふうに聞いております。調査項目としては、年齢、職業等の個人属性、それに加えて免許証の保有状況、自動車の保有状況、出発地、到着地、移動目的、交通手段等というふうに聞いております。調査を今年度行い、分析は来年度以降行っていくというふうに聞いております。

今申し上げましたように、調査は広域的な人の流れを把握するために実施するということでもあります。いわゆる県央東毛地域については、いわゆる横の広がり、ネットワークになっておりますので、人の流れの予測が難しいというようなことから、調査対象をそこにしたというふうに聞いております。逆に言いますと、山間部については、人の流れがある程度予測できていると、人の移動するルートもおおむね固定されてくるといったようなことが、今回の調査から外れたことだと思っておりますし、また、都市計画に反映させるという前提があるようでございますので、都市計画地域の多い人口密集エリアを優先して調査したということで、山間部が調査から除かれているということのようでございます。

さて、町内の公共交通でございますけれども、もちろん新幹線の駅が1つあり、在来線の駅が5つあると、いつも言わせていただいておりますが、関越交通による路線バスも運行がございます。そして、路線バスの維持、人口減少に伴いバスの利用者が減少する中、運行継続に大変努力していただいているというのは事実でございます。そして、路線バスの運行を継続させるため、町民がバスを利用しやすいように、町が運賃の助成を行うみなかみバスカードを平成24年に導入し、バス利用者の増加を図るため、町民に対してある意味バス運賃の助成をしているということでございます。今後につきましても、バス路線の確保とさらなる利便性の向上について、バス事業者と協力しながら進めていく予定であります。

いわゆる民間ベースで路線を維持しているということについては、都市部でも非常に難しいといったようなことは言われておりますし、我がみなかみ町で何系統かの関越交通のバスがあるということについても、50%近くが観光客の利用であるという特徴があって維持できているというふうに理解しているところであります。

なお、福祉関係の事業といたしまして、高齢者等の移動手段の確保のための取り組み、幾つかございますが、1つとして社会福祉協議会が運営しております福祉有償運送制度があります。これは会員登録された要介護者等に対して、1キロ当たり100円の個人負担によって、病院までの送迎を行うものであります。町の取り組みとしては、この福祉有償運送制度、これを併用しながら、介護保険の認定結果により、要支援1及び2となった方

を対象に、通院の乗降介助を支援する自立型ホームヘルプサービス事業を社会福祉協議会に委託して実施しているところであります。このサービスですが、利用負担は1回当たり100円、往復でいうと200円ということになりますが、平成26年度の実績としては、555回の利用があったそうです。しかし、各病院そのものの送迎サービスがふえる中で、年々減少しているのが状況であります。

なお、介護の1から5の方につきましては、介護保険のホームヘルプサービスにより、通院のための乗降介助が利用できるという制度になっております。そして寝たきり等の高齢者、身体障害者等を抱える家族が、要介護者を同乗させて外出する際に使用する車椅子仕様車両の購入者に対し、介護車両購入の一部、改造費相当額ですが、それを補助する制度もありますが、平成26年度の要介護高齢者に関する助成の利用実績、まさに実績がなかったというのが26年度です。

26年度の介護保険制度の改正によりまして、住民参加型の集いの場づくり、あるいは、生活支援サービスの創造等によりまして、地域全体で支援が必要な人を支えていく地域づくりが求められているということで、町の第6期計画においては、「すべての高齢者がいきいきと暮らせる町みなかみ」を基本理念として、高齢者の方が可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるよう、包括的な支援であるとか、サービスの提供体制の構築を目指しているところであります。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 先ほどの町長が言われるように、町第6期高齢者保健福祉計画には、高齢者が安心して外出でき、交流を育み、活動の機会や活動の場を広げる環境の整備とあります。

以前、私が勤めておりました利根保健生協で、組合員の通院支援が4年前に稼働しました。これは組合員からの長年の要望でしたが、医師会などとの関係で、これまで実現できずに来ていました。各医師会の先生方が行っている中で、利根中央病院だけ規制してもというのがあったと思いますが、ようやく実現できたということで、私もこの検討プロジェクトチームの一員でしたが、ようやく稼働できたという状況です。

現在、全体で1,800人余りの登録者数です。みなかみ町で通院支援を受けている組合員は登録者数で530人、率としては、ちょうど30%という状況です。湯原から毎日集団での9人乗りの定期便が1便、それから軽自動車で個人の送迎支援を行っています。それだけ日常的に大変苦勞している状況かなと理解しています。

そういう中、国としては2013年12月に交通政策に関する基本理念や、その実現に向けた施策、国や自治体などの果たすべき役割などを定める基本法制として、交通政策基本法が公布され、施行されていると聞きます。この中では、住民の足をどう保障するか、自治体の役割、責務とされています。町内循環バスや乗り合いタクシーなど、先進地に学び、生活難民の解消を図るべきと考えます。いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのお話です。第6期の計画でも、住みなれた地域で生活の継続と元気な高齢者に対して、主に社会参加の機会を提供していくと、そして虚弱高齢者、あるい

は、要支援者になったときには、地域の同じ場所で社会参加の機会に加えて、心身機能の状況に合わせた機能回復訓練、あるいは生活支援が提供され、自立支援が行われるというような形を想定しております。

こういう仕組みをつくっていくときに、住民ネットワークによる取り組み、これの形成は非常に大事ですし、顔見知りの関係によって社会活動へ参加しやすい、あるいは心身の機能の状況が変化しても、従前からの顔なじみの関係が継続できる環境を確保するというようなことに期待が持てるというようなことになっております。

そして、第6期計画の中で、移動手段ということは特にございませんけれども、今申し上げたようなことで、近隣の総合支援の形で車を出し合うとか、移動手段が確保されると、そういう場面も出てくるのではないかと期待しているところですし、これは地域における全般的な地域の活動力の評価という形で、町としても間接的な支援はできるというふうに思っています。

今、交通施策に関する基本的な話、交通政策基本法のお話がありました。基本理念であるとか、交通施策の基本となる事項が定められておりますが、交通に係る各種主体、主体というのは国であり、地方公共団体であり、交通事業者であり、また国民等も含むということで、各種主体ということですが、その責務、役割がおっしゃるように明記されております。

その中で、地方公共団体の責務については、区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し実施するというふうに定められておりますし、役割として基本理念に関する住民等の理解を深め、協力を得るように努めるということも書かれております。

この地方自治体の責務というところですが、群馬県が定めております交通政策課事業概要の基本方針ということになりますと、生活の足として公共交通を確保するために、持続可能で利用しやすい公共交通ネットワークの構築に向けて、市町村等関係機関と検討を行い、取り組んでいくというふうになっております。これにつきまして、町としても路線バスの確保とさらなる利便性の向上、先ほど申し上げましたが、バス事業者と協力しながら努めていくと。このことについては、町の責務として努めていく必要があるというふうに思っております。

今、具体的に町内巡回バス、あるいは乗り合いタクシー、このお話が出ました。町内巡回バスがこれ実際に運行されているところは、高崎であるとか、前橋であるとか、言ってみれば、割と住宅密集地であって、いわゆる幹線道路と1本外れた準幹線道路というか、そういうところを回って、人口密集地の方々の移動手段として使うという形になっております。そのところは何とか地方自治体の支援も入っていると思いますが、かつかつの採算ベースでやっているというふうには伺っております。

町内巡回バス、我がみなかみ町の居住の状況等を考えると、非常に導入は難しいのではないかとこのように思います。そして、乗り合いタクシー、これも手段としてはございますけれども、みなかみ町のように非常に移動距離が長くなる、あるいは乗り合うための家が離れているというようなことで、率直に申し上げて、非常に導入が難しいのかなという印象は持っております。

そして、何よりも我がみなかみ町の議員さん方、大変熱心に勉強していただいています。先進事例の勉強をたくさんやっただけで、まだ乗り合いバスの調査であるとか、あるいは町内巡回バスの調査ということをおやりになったということは聞いておりません。非常に政策展開に熱心なみなかみ町の議員さんが、先進地の視察をまだやっていないということについては、導入が難しいというふうに私今申し上げましたけれども、議員の多数の皆さんがそう思っているんじゃないかと推測しているところでもあります。

とはいっても、否定しているものではなくて、いろんな勉強はしなきゃいけませんし、導入は難しいだろうと、私の印象で申し上げましたけれども、勉強は必要かもしれません。確かにこれから高齢者の足をどう確保するのかということについては、さまざまな手段も考えていかなきゃいけませんので、これもまた勉強させていただきたいというふうに思っております。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 私が持っている資料では、木曾福島町なんか割と谷のところをうまく稼働させているかなという感じではあるんですけども、また後でその辺の資料をもとにさせていただきますが、高齢者が気軽に外出して健康増進になれば、町としての医療費の削減、総合的な効果が生まれます。高齢者だけでなく、若い人もいずれは支援などに頼らざるを得ない状況になります。あすは我が身という言葉があります。

先ほどの記事を逆手にとれば、利根沼田広域圏、さらには交流の深い高山なども含め、県のイニシアチブを仰いだ中で、どのような方法がこの地域に適しているか検討を行うことが必要になってきているんじゃないかなと考えます。高齢者及び交通弱者対策検討委員会のような委員会を設けていただき、何年かかるか、一定期間の論議を踏まえ、実現に向けて検討を行っていくことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど、パーソントリップのところでも若干お答えしたつもりですけども、我がみなかみ町の移動方法は極めて限られているというふうに思います。今、利根沼田広域圏のお話がありました。実際に関越バスが運行していただいている路線については、17号に沿って出てきて、上毛高原に寄るやつと寄らないやつとあって、そして沼田までということ、沼田との連携が幹線道路において公共交通機関、バスの運行がなされているというふうに思いますし、そして、高山とみなかみ町、確かに関係は深いと思います。しかし、高山から中山峠を越えてみなかみ町なり上毛高原駅へという路線が、果たして採算ベースにのるほど、多くの方がいらっしゃるんだろうかと。率直に言って、私は疑問に感じているところです。

したがって、横断的に市町村間の連携という、先ほど申し上げました前橋、高崎、並びに両毛地域で行われているというネットワーク構成について、多分欠けているのは高山との連携だと思っておりますけれども、そのところはなかなか公共交通機関を導入しようという前提条件が難しいのではないかなというのが、率直な私の印象です。

今申し上げたことについて、そういういい加減なことじゃなくて、きちっと委員会を立

ち上げたらどうかというご提言だと思っておりますけれども、委員会につきましては、これも大変申し訳ないんですが、先ほど総合戦略のところ、重層的・多層的なたくさんの委員会、観光会議を核とするものであるとか、CCRCであるとか、里山整備など、いろんな検討委員会を立ち上げる場所ですので、それに加えて広域公共交通のあり方という委員会は、今すぐ動かすのはちょっとしんどいなど、これは率直な感想で答弁させていただきます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 急にとは申しませんが、ぜひこうした改善をしていく中で、高齢者が安心して住み続けられるまちづくりを進めていければいいかなと思っています。

引き続きの質問にかえさせていただきます。キンメイチクについて、お願いします。

この春、笠原地区のキンメイチクの保存・保護ということで、教育委員会にお願いしてきたんですけども、国の天然記念物というところもあるようで、難しい状況があるということのようなんです。このキンメイチクはマダケの一種で、表面にある緑色の部分の中に節ごとに縦じまに黄色い表面がそれぞれ交互にあらわれています。昔から珍しい竹として知られています。

現在、渋川の津久田の八幡宮の境内に敷島のキンメイチクということで、60年前に天然記念物に指定されていますが、先日見学してきました。1アールほどのところに囲いがありまして、数えはしませんが、100本くらいはあったのでしょうか。その行ったときには、キンメイチクでないのとキンメイチクということで分けがしてあって、リボンが結んであって、キンメイチクでないのは伐採するのかなというような感じだったんですけども、あともう一つ、松井田町にもあったとありますが、ここは枯れてしまったというような記事もあります。私の知る限りでは、県内2カ所目ということになります。ぜひ保護・保存を行い、たくみの里の一つの観光スポットにしてはいかがでしょうか。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） キンメイチクについてでございますが、キンメイチクと思われる種類の竹が、笠原地区に存在するというを本年度教育委員会のほうに情報提供をしていただきました。

先ほど林議員さんがおっしゃられたように、キンメイチクはまさにその名のとおり、金色の幹が見られるという特色があって、一般的には余り見かけない希少品種、観賞用としては知られているということでございます。全国で3カ所のみ国の天然記念物ということで指定されているんだと伺っておるところでございます。その1つが石川県加賀市の篠原町で篠原キンメイチクといふように呼ばれていると。2つ目が福岡県の朝倉郡杷木町というところで、久喜宮のキンメイチク。この石川県・福岡県の2カ所については、昭和2年4月8日に国の天然記念物として指定をされているということです。それから、議員さんが先ほどおっしゃられたように、もとは群馬県の勢多郡赤城村、現在は渋川になりますが、敷島キンメイチク、これにつきましては、全国で3つ目ですね。昭和28年11月14日

に国の天然記念物として指定をいただいたということでございます。

現在、教育委員会といたしましては、文化財調査委員を中心に、植物の専門家によりましての調査をしていただくという予定を考えております。その結果、キンメイチクであるということが確認されましたら、その後、文化財の行政として、どういうふうにしていこうか、先ほど十分観光の一つにもなるということも十分踏まえまして、特に所有者さんのどうしていくかというお考え等も踏まえての検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 実はこのキンメイチク、私の知り合いが10年以上も前に見つけてくれたんですけども、新治の時代でしたが、新治の人は、あんな貴重なものをあのままにしておくのかと、もったいないなどと言われていたんですが、スカワ地区にあるということだったんですが、まだ場所がなかなか決めかねずにいたという状況もありました。その後、忘れていたというのもあったんですが、この春、新治地区のまちづくり協議会のときに、笠原地区から参加されているアベスミさんに話したら、数日で見つけてくれたんです。アベさんの話ですと、持ち主の方は、珍しい竹だとは聞いていたんですけども、タケノコで食べていたということです。

また、観光客で、ここでこの竹が見られるということで、感激して帰ったというような話もあります。先日は、アベスミさんと一緒に現地を見学し、地主さんに会ってきたんですけども、管理がしてありませんから竹やぶという状況で、私が見たところキンメイチクと思われるものは20本くらいあったかなと思うんですけども、その方のご主人の話ですと、屋根のふきかえをして瓦をそこに投げちゃったというようなところもあります。そういう中で、保護してくれるなら、ぜひお願いしたいというような話でした。ぜひ何らかの手だてをして、笠原地区の端っこのほうになりますけれども、観光スポットにしてみたらということで発言させていただきました。いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 現況について、先ほど教育長がお答えしたのが認識でございますけれども、今再度議員からご指摘がありました。

こういう話については、まず地元のほうで、先ほどお話に出ましたそれぞれの地区にまちづくり協議会がございます。その中で活動を始めていただいて、それを特定の整備を進めるとか、それに対するアクセスを改善するとか、そういうところに再度協議会とご相談して、町として支援できるか、あるいは町として整備するもの、あるいは町として対処するもの等々があれば、その段階でご協力しながら進めていきたいと思っております。

今、議員のほうからお話がありましたように、地域の間人として議員が先頭に立っていただいて、その辺の検討をしていただき、方向性が定まれば、協議会ですすめることになるかと思っておりますけれども、町として支援できることは支援していきたいと、次の段階に入れるというふうに思っています。

6番（林 誠行君） ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 長（河合生博君） 6番林誠行君の質問を終わります。

散 会

議 長（河合生博君） 以上で本日の議事日程第1号に付されました案件は、全て終了いたしました。

あすは午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

それと、先ほど町長のほうで言われました台南市政府の職員が今本町に赴任してきていますけれども、この後すぐに議員控室に挨拶に行かれるそうですので、ご都合のよろしい方は、議員控室にいてくだされば結構だと思います。

以上で終わります。

（15時21分 散会）